

一般会計予算決算常任委員会記録

平成29年6月16日

【開催日】 平成29年6月16日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後4時41分

【出席委員】

委員長	小野 泰	副委員長	松尾 数則
委員	岩本 信子	委員	岡山 明
委員	河野 朋子	委員	笹木 慶之
委員	下瀬 俊夫	委員	中村 博行
委員	矢田 松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【傍聴議員】

議員	杉本 保喜	議員	中島 好人
議員	長谷川 知司	議員	山田 伸幸

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	今本 史郎
総務部次長兼総務課長	岩本 良治	総務課主幹兼危機管理室長	石田 隆
総務課法制係長	野村 豪	税務課長	藤山 雅之
税務課課長補佐	伊與木 登	税務課固定資産税係長	原田 貴順
総合政策部長	川地 諭	企画課長	河口 修司
企画課課長補佐	河田 圭司	企画課主査兼企画係長	杉山 洋子
企画課主査	村田 浩	企画課行革推進係長	佐貫 政彰
財政課長	篠原 正裕	財政課課長補佐兼財政係長	山本 玄
財政課調整係長	鈴木 一史	管財課長	木本 順二
管財課主幹	梅田 智幸	管財課課長補佐兼用地係長	吉田 悦弘
文化・スポーツ振興部長	姫井 昌	文化・スポーツ政策室長	舩林 康則
スポーツ振興課長	川崎 信宏	スポーツ振興課主査	熊野 貴史
市民生活部長	城戸 信之	市民生活部次長兼環境課長	深井 篤
市民生活課長	石田 恵子	市民生活課課長補佐兼人権・男女共同参画室長	山本 満康

市民生活課市民生活係長	三 浦 裕		
健康福祉部長	河 合 久 雄	健康福祉部次長兼障害福祉課長	兼 本 裕 子
高齢福祉課長	吉 岡 忠 司	高齢福祉課主幹兼福祉指導監査室長	塚 本 晃 子
高齢福祉課技監	尾 山 貴 子	高齢福祉課課長補佐	河 上 雄 治
高齢福祉課主査	石 井 尚 子	高齢福祉課高齢福祉係長	古 谷 雅 俊
こども福祉課長	川 崎 浩 美	こども福祉課課長補佐兼こども未来室長	大 濱 史 久
こども福祉課主査兼子育て支援係長	別 府 隆 行	こども福祉課保育係長	野 田 記 代
産業振興部長	芳 司 修 重	産業振興部次長兼農林水産課長	高 橋 敏 明
商工労働課長兼企業立地推進室長	白 石 俊 之	商工労働課課長補佐	山 本 修 一
農林水産課技監	山 崎 誠 司	農林水産課主査兼耕地係長	銭 谷 憲 典
農林水産課農林係長	平 健 太 郎		
山陽総合事務所長	吉 藤 康 彦	山陽総合事務所次長兼地域活性化室長	沼 口 宏
地域活性化室長補佐	村 長 康 宣		
教育長	宮 内 茂 則	教育部長	尾 山 邦 彦
学校教育課主幹	真 鍋 伸 明	学校教育課主幹	麻 野 秀 明
学校教育課技監	井 上 岳 宏	社会教育課長	和 西 禎 行
社会教育課課長補佐兼青少年係長	臼 井 謙 治	中央図書館長兼厚狭図書館長	山 本 安 彦
中央図書館副館長	井 上 正 満		

【事務局出席者】

局 長	中 村 聡	局 次 長	清 水 保
-----	-------	-------	-------

【審査事項】

- 1 議案第50号 平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）
について

午前10時開会

小野泰委員長 それでは、ただいまから一般会計予算決算常任委員会を開催します。進め方についてはお手元に配布しています日程表のとおりに進めます。議案第50号平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）についてを議題とします。それでは執行部より説明をお願いします。

篠原財政課長 平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について、まず財政課から総括的な説明をします。今回の補正の主なものは、当初予算において経常的経費や継続事業を中心とした骨格予算として編

成したことから、子育て総合支援センター整備事業や山陽地区公立保育所整備事業、市民館整備事業、漁港海岸保全施設整備事業などの政策的事業、新規事業のほか、地域コミュニティ助成事業、小中学校就学援助事業など、取り急ぎ措置すべき案件の補正です。それでは、補正予算の1ページ、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億7,275万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ351億9,347万9,000円とするものです。次に2ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入として、14款国庫支出金、15款県支出金、18款繰入金、20款諸収入、21款市債において、補正額を計上しています。次に3、4ページ、歳出として、2款総務費、3款民生費、5款労働費、6款農林水産業費、8款土木費、10款教育費において、補正額を計上しています。次に5ページ、第2表債務負担行為補正として、山陽地区公立保育所整備事業、防災・安全交付金事業について、期間及び限度額の設定をしています。次に6ページ、第3表地方債補正として、厚狭地区複合施設整備事業債、市民館整備事業債、子育て総合支援センター整備事業債について追加しています。以上、総括的な内容について説明しました。続いて、7ページからの事項別明細書において、歳入のうち、一般財源である18款の財政調整基金繰入金については、財政課から説明します。そのほかの歳入については、後ほど担当課から歳出の説明に併せて説明します。それでは、歳入の一般財源について説明します。9、10ページ、下段の18款1項1目1節、財政調整基金繰入金については、このたびの補正に係る財源調整として、1億934万4,000円を増額計上しています。これにより、28年度末の決算を見込み、財政調整基金の予算上の残高は28億6,945万5,000円となります。歳入の一般財源については以上です。

岩本総務部次長 13ページ、2款1項1目一般管理費で、この補正については、市役所本庁舎耐震改修事業に係るもので、最初に事業の概略について説明します。市役所本館は、平成26年度に耐震二次診断を行った結果、震度6以上の「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」ということが判明しました。これを受けて、庁内で検討を重ねた結果、平成32年度までを目途に耐震補強工事を行いたいと考えています。併せて、本庁舎の本館は昭和38年に建築後、本年で54年を経過することとなり、相当の老朽化が進んでいる現状にあるので、今後を見据えて必要な改修工事を行いたいと考えています。この耐震補強工事と改修工事を実施することで、市民サービスの拠点施設としての市役所機能の維持を図るとともに、防災拠点施設としての機能強化を図

りたいと思います。13節委託料2,075万9,000円の増額は、調査委託料です。内訳は、耐震補強工事を行うための基礎調査となる外壁劣化調査委託料616万8,000円及び本館の今後を見据えての必要な改修工事を行うための基礎調査となる本庁舎老朽化等調査委託料1,459万1,000円です。耐震補強については、この外壁劣化調査と耐震二次診断の結果を基礎として、その後、具体的な実施設計に入りたいと考えています。本庁舎老朽化等調査については、主には給排水設備、衛生設備、電気設備のほか、耐震補強に係る部分を除く建物、設備の全体を対象に実施します。これにより本庁舎の改修計画を具体的に立案し、実施設計に入りたいと考えています。次に3節職員手当等、時間外勤務手当19万2,000円の増及び11節需用費、消耗品費2万8,000円の増は、今回の調査業務に伴う諸経費の補正です。

木本管財課長 2款総務費1項総務管理費8目財産管理費13節委託料464万4,000円の増額は、旧南部福祉センター解体工事のための実施設計委託料です。旧南部福祉センターは、平成19年の売却決定以降、購入者を募集していましたが、希望者が現れないため、建物を解体し、更地にして売却したいと考えています。詳細については委員会資料の47ページから51ページになります。47、48ページの事務事業調書ですが、事業は2か年計画で、29年度は解体工事の実施設計を、30年度は家屋調査と解体工事を行います。この事業は建築住宅課へ依頼することとしており、財源は一般財源です。次に49ページ、不動産の表示や経緯です。建物の現状ですが、51ページの写真で、建設から38年経過し、また、空き家状態になって10年以上であり、経年劣化による老朽化が進んでいます。1階の自動ドアは劣化により使用不能であり、建物への出入りは外階段を使って2階の非常口からしなければならない状況です。屋根防水も効果が薄れ、雨漏りの影響で天井や内装の腐食も著しいものがあります。給湯設備や空調設備も使用不能と思われ、建物を使用するためには大規模な改修や設備の入替えが必要となります。以上を踏まえ、老朽化した建物が土地の売却を妨げる原因であり、遊休資産の処分を進めやすいように建物の解体工事に向けて実施設計の補正予算を今回上程するものです。

藤山税務課長 資料の43、44、45ページ、事務事業調書のナンバー8番、山耕地番解消事業について説明します。45ページ、土地家屋課税データの整理業務が必要な理由についてですが、法務局が管理している登記情報と市が管理している課税情報のデータ管理の仕方の違いにより、平

平成30、31年度の山耕地番解消作業の前の今年度中に土地家屋課税データの整理業務が必須となっています。具体的には、市内約12万6,000筆の土地情報のうち、山地番は約2万5,000筆あり、これらをプログラムにより一括変換、山地番に1万番を加算することを想定していますが、中には土地の分合筆等の異動により地番変更は行われたのに、それに伴う所在地変更がなされなかった未登記家屋、約830棟や土地家屋課税データに入力する際、賦課業務に影響はないことから、所在地情報を自治会名にしている家屋課税情報、約730棟等が存在しています。これらの情報を単に1万番を加算する一括変換した場合、登記情報と課税情報に不一致の案件が生じたり、山耕地番解消作業の中で課税情報に不存在又は異なる土地情報を形成したりする要因が懸念されます。そのため、あらかじめ土地家屋課税データの整理と把握が肝要ですが、その手法として登記情報と課税情報を比較し、双方のデータに不一致が生じた場合、いずれの情報が正しいか判断を下す必要があります。また、その原因の把握や判断根拠を示すため、本課が保有している種々の台帳を検索することになりますが、先に述べたとおり、膨大なデータを突合すると同時に必要に応じ、確実に加筆、修正を行うためには、相応の時間と労力を要します。このため、今年度中に全件の突合作業を実施し、あらかじめのデータ修正を求めた上で、平成30、31年度の山耕地番解消作業で電子台帳データの書換えに備えなければ、同一の土地や家屋において異なる登記情報と課税情報を有するおそれは否めないことから土地家屋課税データを整理する当該事業は必要性和緊急性に迫られています。なお、当該事業を職員で行った場合、通常業務と並行しての作業となり、相応の人員費を要することや課税情報の正誤を判断するためのチェック機能が希薄になることから、委託事業での実施を切望し、補正予算書の15、16ページにあるように2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費13節委託料で、調査委託料584万円を計上しています。

小野泰委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中村博行委員 庁舎の耐震ですけれども、26年に行ったということですが、その結果ですが、学校はI s値で0.3以下は建替えとかいろいろあったと思うんですが、市庁舎でそういう数値的なものの結果というのは把握しているのでしょうか。

岩本総務部次長 それでは耐震診断の結果についてI s値を順に申し上げたいと思います。

小野泰委員長 資料で出せますか。あれば出してください。

岩本信子委員 庁舎の耐震改修ですが、総事業費が8億9,578万8,000円。長寿命化、耐震が主と言われたんですけど、そういうことが含まれて、このような総事業費が出されているんですか。

岩本総務部次長 長寿命化という言葉自体の正確な解釈が難しいんですけども、今後市役所を使い続けていくために必要な工事をしたいということです。コンクリートの寿命は税法上では50年、あるいは技術的には65年という基準があります。現在53年経過しているわけですので、コンクリートの現行基準からいけば、もう十数年はもつということになりますけど、コンクリート自体は80年とか100年とかもつ建物が実際存在しています。ということで、あくまでも今後市役所としての機能を維持するために必要な工事を行いたいということです。

岩本信子委員 大事なところじゃないかなと思うんです。これから30年もつなら30年もつという計画を立てて改修して、また新しい庁舎ということも考えていかないといけない段階じゃないかと思うんですけど、その点は。それとプロジェクトチームの会議開催数が27年度の実績で3回と2回、たったこれぐらいで決めた。まだまだ検討する部分があるんじゃないかと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

岩本総務部長 長寿命化について話したいと思います。長寿命化と違うという意味は、学校などで長寿命化といったら、はりだけ残してほとんど全部やり変えて、長寿命化という手法を採ることが多いんですけども、そういったことじゃなくて、今後20年近く市役所を、将来的には必ず建て替えなければいけないんですけども、その期間、市役所をもたすために給排水、トイレの関係だとか電気の関係、そういったものを何十年間かもたすためにどういった改修が必要かということの調査を行って、改修するということでの長寿命化です。イメージ的に学校などはほとんど芯だけ残して全部やり変える、そういう形で長寿命化をやっていますが、そういった工事ではありません。長寿命化といえば長寿命化ですけども、一般的に学校で行われているような長寿命化の対応をするということではないということです。

岩本信子委員 20年か何十年とか言われたんですけど、この計画の中では何

十年とかいう予定はされているんですか。

岩本総務部次長 耐震補強後20年以上を想定しています。

中村博行委員 学校の場合は、0.3以下は建替えということで進めてきたと思うんですが、この数字を見ると建替えということを少しでも考えたケースはあるのかどうか。

岩本総務部次長 この耐震改修の計画について、平成27年度から本格的に庁内で改修しています。27年度において事務事業調査にあるとおり、庁舎整備検討資料作成委託業務を行っています。この中で今後の庁舎の在り方についての資料を作成し、その中で三つほど案を示してもらっています。一つは新築、一つは耐震補強改修にプラス増築、3番目に増築しない、耐震補強と改修だけを行う案、3案を示してもらっています。その3案を基に28年度において、4月から12月まで合計6回の会議を開催して、その方向性について検討してきたものです。

中村博行委員 先ほど50年という話が出ましたけども、数年前に国、県が70年というのを出しましたよね。それに基づいてこういう判断をされたのか。

岩本総務部次長 その70年という数字を基にしたわけではありませんけども、コンクリート自体の状態、市役所を建設した設計業者が評価しても、かなり鉄筋が出ている部分がありますけど、必要な補修を行えば非常にいい状態だという評価をもらっていますので、70年以上もつかもせれません。ただ、いつまでももつわけではなくて、当然設備面で限界が出てきます。通常の建物が建替えになる理由は設備面、あるいは施設面で使い勝手が悪いとかいったことが理由で建替えとなります。その辺りを総合的に判断した結果と思っています。

河野朋子委員 さっき岩本委員が言われたことと少し重なるんですけど、この施設の施設管理計画は昨年示されましたよね。その管理計画によると、市庁舎は5年後ぐらいから建替えの検討に入るという方向性が示されているわけですけど、こういった方向性は示されていますが、この耐震化を行うことによって、今後どうするのかという計画、個別の計画になりますけど、建替えを含めて、スケジュール的なものは作っているのかどうか、先を見通した計画はどうですか。

岩本総務部次長 現時点ではそれを持っていません。ただ今回こういった老朽化調査あるいは耐震補強の追加調査をする中で、庁舎としての支障が出る部分のはっきりしてくると思いますので、それに基づいて今回の改修工事で可能な限り、全ての改修を行いたいと思いますけども、それができない場合は少し期間を見て、改修計画を持つ必要もあるかなと思っています。

河野朋子委員 ちょっと考えたときに、ある程度全体の見通しとか計画があった中で、今回の耐震化とか改修工事が出てくるものだと思っていたんですけど、今回の改修とかそういった調査によって、今後の長期の計画が作られると理解していいんですか。

岩本総務部次長 言われるとおりと考えています。

下瀬俊夫委員 耐震診断の結果、プロジェクトチームで何回か会合をされ、その方向性を受けて、今回の調査費が付いたんじゃないかと思ったんですが、違うわけですね。

岩本総務部次長 耐震診断の結果を踏まえ、庁内で議論し、当然庁議の中でも議論した中で、今回の方向性が決まったというものです。

下瀬俊夫委員 今の河野委員に対する答弁と違うじゃないですか。耐震診断の結果、どういう状況なのか。確かにこういう数値は出ています。今回プロジェクトチームでやって、その中で今後の方向性が少しは出たんじゃないかなと。それによって、さっき言われたように調査をするということだったら分かるんですよ。今後の計画を立てるために調査するんですか。

岩本総務部次長 今回の調査で今後20年以上市役所をもたすために必要な改修工事を全部把握して、実施したいと思っています。ただそれがどれぐらいの規模の工事になるか全く検討が付きませんので、取りあえず目安の金額として計画はありますけども、それを踏まえ、財源上の問題もありますので、将来的な計画も必要になってくるかもしれないということをおし上げたところです。当然今回の実施については耐震補強診断に基づく決定です。

下瀬俊夫委員 実はもう一つあるんですね。耐震診断を受けてプロジェクトチームでどういう議論になったか分かりませんが、そういうことについて担当委員会にもきちんと報告がされるべきじゃないかと思うんですが、どうもされてないんじゃないですか。

岩本総務部次長 委員会には報告していません。

下瀬俊夫委員 議会をどう考えているかという問題ですよ。こういう問題は当然市民にも大きな影響がある問題ですから、議会の意見を聞くというのは当然でしょ。そこら辺の位置付けが弱いんじゃないかなと思うんです。もう1点聞きたいのが、災害拠点となっていますよね。では、この耐震補強が完成するまでの間、もし何かあったらどうするんですか。そこら辺の対応はきちんとできているんですか。

岩本総務部次長 本市の地域防災計画及び業務継続計画においては、市役所に万一があった場合は、第二の候補として、小野田消防署を想定しています。その次は厚狭の複合施設ということになっています。

下瀬俊夫委員 そういう話じゃないでしょ。災害本部をどこに置くかなんて話を聞いてないんですよ。全ての資料がこの中にあるわけでしょ。それが被害を受けたときにどうなるか。耐震補強してないときに被害を受ける可能性があるわけでしょ。そういう場合、どう対応するのかと聞いているんです。

岩本総務部次長 基本的にそれぞれの所管からそこを踏まえた上で、特に情報管理課が主になるかと思えますけども、データの保護については対処していると考えています。

下瀬俊夫委員 一番危ない所にあるんじゃないですか、情報管理課。そういうことはきちんとしてないっていうことが今の答弁の中で出ています。耐震補強はいいですよ。当然やらないといけない。だけど、もしやる前に起こったらどうするかというところは、きちんと対応を考えておくべきではないかなと思います。

岩本信子議員 財源についてお伺いしますが、26年度から33年度の事業期間で国庫支出が出ています。これは永久的に入ってくるものですか。

川地総合政策部長 まず耐震化の問題ですけれども、耐震化については平成22年の東日本大震災が起きて、国を挙げて公共施設については、平成32年度までに耐震化について一定の修繕をなさいと。国に関しては、それに応じて社会資本整備交付金を32年度まできちんと補助します。さらに、起債が絡みますが、耐震関連に関しては緊急防災減災事業債という起債がありますけれども、32年度まで使えます。100%充当の交付税80%で、合併特例債よりもいい起債。32年度までなので基本的には32年度までは耐震を先にやって、総務課が説明したように、この計画は33年度までとなっていますので、老朽化対策は33年度、1年間遅れますけれども耐震を先にしようと。国の補助金と有利な起債を活用してやっていこうという計画です。

中村博行委員 先ほど20年ぐらいをめどにいう話だったんですけれども、その裏に財源が伴う問題で新築、建替えということになると相当な金額になるからそういう方向にいったのではないかという予測ができるんですけれども、新築でどのぐらい総事業費が掛かるか調査していますか。

今本総務部長 検討会議の資料の中で金額は把握していますけれども、県内の状況では防府が1万8,000㎡で75億、宇部市が1万8,000㎡で102億といった金額が必要となっています。県内で庁舎の建替えをしてみると数十億という金額が掛かるんですけれども、そのうち3割とか4割とか、基金を積み立てた中で事業を実施しているという状況にあります。本市においては、この検討会議が始まったときからですけど、合併特例債はどうかという話もあったんですけれども、いろんな事業に使っていますので、合併特例債を当てにはできないということもあり、本来ならば新庁舎建設が誰もが望むところなんですけれども、建設をするための基金がゼロですので、これをある程度積み立てておかないと庁舎の新築は難しいのではないかと。先ほど20年程度と言いましたけど、20年という区切りははっきりとは申し上げられませんけれども、その間にいろいろ基金なり積み立てて、新庁舎建築をしていきたいと考えているところです。

松尾数則副委員長 調査委託料、外壁の調査とか基礎調査が別枠で予算が設けられていたんですが、別枠でやるんですか。同じ業者という考え方はないんですか。

石田総務課主幹 予算上は2本になっていますが、1本にすべきじゃないかと

というようなことも検討しています。

松尾数則副委員長 是非、そうしてもらいたいと思うんですが、市内の業者を使っているかどうか。

石田総務課主幹 耐震二次診断をした業者の所在地は市外です。

松尾数則副委員長 市内業者をなるべくなら使ってもらいたい。これは要望です。

河野朋子委員 基金を積み立てないといけないということが建替えには必要になってくると、全体の市の財政状況とか今後の公共施設の管理状況とかそういうことがすごく絡んでくるので、ここで取りあえず耐震化を32年までやらないといけないとか、それに伴って改修するとかその場で必要なことは分かるんですけど、遠い将来、この庁舎にしても市民館にしてもいろんなところの建物をどのように管理したり、あるいは統廃合も含めてですけど、そういう見通しを立てないと、その場限りになってしまうと、今回の答弁を聞いて特にそう思いましたので、今から早くしていかないと、とても余裕のある財政状況じゃないことは皆さん分かっていますよね。その中で、そういうことをスピーディーにやっていかないと、なんとなく先延ばしになっているような印象を受けたので、早くそれぞれの計画を作ってもらいたいと思ったんですけど、この庁舎に限っても、やはりそういうものがないこと自体が問題じゃないかということが今回分かりましたので、急いで取り組んでももらいたいと思うんですけど、これからすぐにできるんですか。

岩本総務部次長 計画自体は個別にこれから作っていきたいと思っています。

河野朋子委員 いつできるんですか。

岩本総務部次長 具体的なところはこの調査が終わらないと。その結果を踏まえた検討期間も要すると思いますけども、そこまでの時期が来ないとなかなかはっきりとしたものは見通せないんじゃないかなと思っています。

下瀬俊夫委員 もたもたしている感じがあるよね。庁舎をどうする、特に公共施設をどうするという問題で行政の責任というのは確かに主体的にはあると思うんですが、どうも議会との関わりを忘れていないかと

思う。やっぱり市民の代表機関としての位置付けがどうも弱いという感じがします。基本的な方向性が出た時点で、少なくとも所管の委員会にはきちんと報告をするということは、是非これからお願いしたいと思いますが。

今本総務部長 今回、議会への報告を怠っており、次回からは気を付けて報告したいと思います。

岩本信子委員 南部福祉センターを解体して、市有地を売却するんですけど、今思うと平成19年から売却ということではあったらかされて、今決まったというのは、新しい市長が誕生したから新政策として出てきたのか。それとも計画に上がっていたのが。

木本管財課長 解体して売却ということは、平成28年度に前白井市長のときに決定しました。

岩本信子委員 解体するのに、1,637万2,000円掛かるわけですね。この宅地が375平方ぐらいで100坪ちょっと。そして1,600万掛けるわけですね。家屋調査委託料、まあ工事請負は良しとしても、なぜ設計委託料とかそういうものが必要になるのかお聞きしたい。

木本管財課長 市が建てた建物ではありません。西部石油から寄附を受けた建物で図面等がありませんので、どのような部材を使っているか、どういう工法にするか、そういうための設計です。

川地総合政策部長 公共施設の解体については、旧南部福祉センターのみならず、きちんと設計して解体する形になっていますので、それに基づいて解体設計して工事をするという事です。

岩本信子委員 これを解体して、どのぐらいの値段で売る予定ですか。

木本管財課長 600万円程度を予定しています。

岩本信子委員 では1,000万円の負担ということですね。

木本管財課長 はい、そのとおりです。

川地総合政策部長 補足しますけれども、西部石油株式会社から寄贈を受けて、本来行政財産として使っており、最終的に老朽化して解体せざるを得ないということですが、西部石油のときに国の工業再配置補助金を活用しています。その後、市にもらっていますので、これを市がそのまま譲渡するとなると、その補助金の返還義務が出てくる。西部石油は1,000万円から2,000万円ぐらいもらっているんですけども、実際は財産処分の関係で年数がありますので、補助金の返還が出ますけれども、これを国と協議して市が解体するのであれば、その返還義務はなくなりますので、その辺も踏まえて最終的に協議した結果、市が解体するとなったということです。

矢田松夫委員 結局解体し、売払いをする。しかしながら、1,000万円負担しないといけないということであるならば、例えば交換するとか譲渡するとかそういう模索をした結果、解体、売払いの道を取ったのかをはっきりしないと、市民からすると入る金より出す金が多いじゃないか、おかしいじゃないか、こうなってくるんですね。その辺ははっきりしたほうがいいと思うんですが。

川地総合政策部長 実際に賃貸借ということも議論しましたがけれども、やはり老朽化によって難しい。貸借においても、最終的には補助金の問題も出てきます。このままにしておけば、結局財産もずっと置いておかなければなりませんので、自主財源の確保もできませんので、その辺を相対的に協議した結果、市が解体して売却という結果になったということです。いろいろな経緯を踏まえながら検討した結果ということです。

下瀬俊夫委員 税務課の関係です。所在変更等の未登記があったと。これは賦課業務に影響はないと言われていますが、全くそういうのはなかったんですか。

藤山税務課長 市民から名寄帳を見に来られたときに指摘があることもありますし、建物を壊されたときに建物の地番が自治会名とかであれば、改めて地番を確認し、建物を確認した上で、現場に行って調査するというのでやってきましたので、特段問題があったという認識はありません。

下瀬俊夫委員 この未登記分830棟については、ほとんど影響はなかったということですね。

藤山税務課長 市民から申出があつて修正したという受身の形で、その時々で対応しました。今回は受身ではなく、うちのほうから誤りを正すということで、積極的に地番の訂正等を行つて、適正な課税、賦課業務に影響がないようにしたいと考えています。

下瀬俊夫委員 ないようにしたいというのは、あるかもしれないということですか、影響が。

藤山税務課長 影響は今のところありません。

岩本信子委員 地籍調査と、この解消事業とは違いがあるんですか。

伊與木税務課課長補佐 地籍調査については、平成27年度をもって全て業務が終わっています。今、成果を税務課固定資産税係で管理しています。地籍調査については、現在届出等がない限りは変更していません。28年度の実績としても、そういった届出は0件です。この事業については、地籍調査とは別で地籍図が固定資産税係にあるんですが、いわゆる14条地図といわれるものですが、これについては、毎年法務局からの変更等を見て変更していますので、この事業とは異なったものになっています。

岩本信子委員 結局法務局にあるデータと市役所にあるデータが違うから、調整していこうというのが、この事業という考え方でよろしいんですか。

藤山税務課長 そのとおりです。

岩本信子委員 それをすることによって、課税対象の土地が増えるとか、そういうことも考えられるんですか。

藤山税務課長 登記情報にあつて、課税情報にないものもあります。ただ、例えば国有地であれば、うちの課税情報にないのも当然ですので、全てがそうではないんですが、やはり課税漏れというのは出てくるのが予想されます。ただそれがどれくらいあるかは、今回のこの事業で明らかになると思います。

岡山明委員 一般質問で固定資産税ということで話をするんですけど、所在地変更がされなかった未登録家屋が830戸ある。そういう状況で、土地

自体、家とか土地も一緒ですけど、未登録のような形で塩漬けされたような土地で動かないと、そういう解釈でよろしいですか。今後そういう調査をするんでしょうけど、登録としてどういう扱いになるか。名義変更されていない状況の中で、課税はそのまま継続されていると、そういう状況の中で、土地の所有者が50年前から動いていないという状況が生じている。そういう状況の中で、調査が実際に進められるかどうか不安を感じるんですけど、その心配はないですか。

伊與木税務課課長補佐 所有者に関しては、委員言われるとおり、市の課税台帳のほうが新しいものであると考えています。登記簿のほうが動いていなくても市のほうで追跡して所有者を確定したり、法定相続人という名前を付けて納税義務者になってもらったりしていますので、市の課税台帳のほうが最新のもので確かなものだと思います。

岡山明委員 変更に伴う固定資産税の金額の変更はないということですね。

伊與木税務課課長補佐 税額とか財産とか、そういったものに関わるものではないと認識しています。

岩本信子委員 先ほど委託事業でされるということを言われたんですけど、家屋調査士とか司法書士とか、そういう方に委託されるのかどうか。

伊與木税務課課長補佐 家屋調査士等が在籍する業者に委託する予定です。

小野泰委員長 ほかにありませんか（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら審査番号1番を終わります。ここで職員の入替えを。

（執行部入替え）

小野泰委員長 審査番号2番、文化スポーツ振興部に入ります。説明をお願いします。

船林文化・スポーツ政策室長 予算書13、14ページ、2款総務費1項総務管理費24目市民館費について、補正前の額1,867万8,000円を3,818万6,000円増額し、補正後予算5,686万4,000円とするものです。補正の内容については、このたびの耐震診断の結果を受

け、市民館の利用者の安全を確保するために耐震補強工事を実施し、併せて利便性の向上を図り、施設の長寿命化を図るために施設の改修工事を実施するため、今年度、設計業務と地質調査業務を行おうとするものです。補正予算額は、13節地質調査委託料に688万2,000円、これはエレベーターを設置するために必要な地質調査業務です。設計委託料には2,966万8,000円、これは市民館全体の耐震改修、つり天井耐震化、エレベーター設置の設計業務に係る委託料です。その他、手数料として105万4,000円、これは耐震補強評価手数料などです。その他、時間外手当、消耗品等、合わせて3,818万6,000円を補正計上するものです。なお、財源については、設計業務及び地質調査業務のうち耐震改修に係る部分については緊急防災・減災事業債を、エレベーター工事に係る部分については合併特例債を充てており、合計で3,690万円を特定財源で、残りの128万6,000円を一般財源で見込んでいます。歳入予算については、11、12ページ、21款市債1項市債1目総務債1節総務管理債の市民館整備事業債として3,690万円の歳入を予定しています。

川崎スポーツ振興課長 13、14ページ、今回の補正は、弓道場の床の張り替えに係る工事請負費と工事に伴う時間外勤務手当の合計814万7,000円の増額補正です。弓道場は昭和57年度に建設し、築後34年が経過しています。老朽化が著しく、床板の腐食が発生し、競技に支障を来しており、今回修繕をするものです。予算については、2款1項28目スポーツ振興費3節職員手当等18万7,000円、15節工事請負費796万円の合計814万7,000円を増額し、歳出後の額を6,031万2,000円とするものです。資料89ページ、改修範囲は、射場129㎡と廊下48㎡の斜線部分、合計178㎡です。

小野泰委員長 説明が終わりました。これから質疑を行います。

下瀬俊夫委員 一般会計予算決算委員会ができて、予算審査はここでやるということになっています。しかし、市民館の問題にしろ、弓道場の問題にしろ、少なくとも所管委員会があるわけですよね。こういうところにはきちんとした報告はされているんですか。

船林文化・スポーツ政策室長 総務文教常任委員会には報告していません。

川崎スポーツ振興課長 弓道場についても同じです。

下瀬俊夫委員 一般会計の委員会は、確かに予算審査はするわけですが、実際の所管は総務委員会ですよね。総務委員会のメンバーが、突然これを出されて、予算委員会では議論があっても、担当委員会は誰も知らないという状況があるわけですよ。こういうことはまずいと思うんですよ。そういう点では執行側の努力もいるのではないかと。きちんと所管の委員会には報告する体制が要るんじゃないかと思うんですが、部長いかがですか。

姫井文化・スポーツ振興部長 総務文教常任委員会には報告していないことです。担当委員会と予算委員会にも説明ということも、庁内で確認して、今後どうするのか、考えさせていただきたいと思います。

下瀬俊夫委員 そういう問題ではないでしょ。あなた方が担当委員会に報告したら済むこと。庁内で検討してどうのこうの、そんな馬鹿なことを言ったら駄目。あなた方の主体性の問題でしょうが。

古川副市長 担当委員会と予算決算委員会と二つあるということで、執行部も戸惑っているところですが、今後については、事務局とも協議する中で、必要なものは担当委員会に報告する形を採りたいと思います。

岩本信子委員 このたびは改修して長寿命化されるということで出ているわけですが、市民館、エレベーターの設置とかいうことはいつも言っていたんですけど、赤崎が先になってしまったということがあるんですが、このたび、なぜ補正で出されたのか。正式な予算で出されても良かったのではないかなとは思ってみたりはしたんですが、なぜ改修となったのか、その辺の状況はどうだったのかを聞きたいんですが。

船林文化・スポーツ政策室長 耐震診断については、27年度から28年度への繰越し事業で行っています。終了したのが28年10月末で、その前から少しずつ検討はしていたんですけど、その後、段取りを取って、3月議会には調整が付かなかったというのが本当のところですが、6月補正でこのたび上げて、後の2年間で実施していくということで、何とか31年度末までには完成できそうですので、このたび上げたという次第です。

岩本信子委員 なぜ改修になったのかという審査の状況を伺いたいと思ったんですけど、これはどのようなメンバーで、改修という結果になったのかをお伺いできたらと思います。

船林文化・スポーツ政策室長 建替えということも視野に入れて最初の頃は検討していました。建替えについては費用面で、同程度の全面建替えとなると約30億円から40億円という試算が出ました。それからもう一つは建替えに関しては全面閉館が3年から4年ということになったので、その間、利用者に負担を掛けるということが大きな問題となる。市民館に関しては小野田公民館との併設館でもあり、公民館の利用者にできるだけ負担を掛けないことが、第一であろうということを考えて、庁内で何度も検討した結果、建替えではなく改修という形になっています。

岩本信子委員 検討メンバーをお聞きしているんです。

船林文化・スポーツ政策室長 メンバーとしては企画、財政、文化・スポーツ政策室、最終的には市長も交えて協議をして、この方向でという形になっています。建築住宅課も加わっています。

中村博行委員 市民館については評価報告書、I s 値等のデータとして提出できるものがあると思いますが。

船林文化・スポーツ政策室長 後ほど資料としてお渡しします。

岡山明委員 弓道場の床を今回やるんですけど、隣の武道館、雨漏りが発生して、お金を掛けて屋根の補修をかけていると。弓道場も今回床の張替えをしてもらって、すごく助かるんですけど、雨漏りを補修しないで下だけやるというのは状況的にいかななものかと思うんですけど、屋根の補修も今回やるのかどうか確認したいんですけど。

川崎スポーツ振興課長 雨漏りについては、柔剣道場については実施しました。弓道場については同じように雨漏りが以前ありましたが、平成25年に修繕して、それ以降雨漏りはありません。3年前の補修でどうにか雨が漏らないということで、今のところ屋根の補修は考えていません。

下瀬俊夫委員 資料の84ページ。一番下の市民への説明責任ということで、体育ホール、文化ホールは判定の結果、崩壊する危険性が高いと書いて

いますよね。これ、今回初めてここで発表するんですか。

船林文化・スポーツ政策室長 発表というところということになるかと思いますが。

下瀬俊夫委員 議会に対しては初めてですね。崩壊する危険性が高いという判定結果に対して、議会に対して何も言わない、担当委員会も含めて。これはどういうことですか。市民への説明責任の状況というのはあるんですが、市民だけ言えばいいというものじゃないよね。部内で検討したというのは分かるんですよ、さっき言われたから。だけど、特に市民、議会との関係では説明責任はあるんじゃないかなと、市民の命に関わる問題でしょ。先ほど建替えをしなくて、改修するという話。その判定の問題について、当然根拠が問われるわけでしょ。ここでやり取りしますか、そういうのを。僕はやっぱり担当の委員会でやるべきと思うんですよ。市民の命に関わる問題が、市民のリスクがあるから改修するんだという、利用がちょっと阻害されるからという、どういう基準でそういう判断をされたのかが全く分からないんですよ。崩壊する危険性があると書いておいて、使用制限したら市民にリスクがあるって、どんな価値判断ですか。いつ来るか分からないわけでしょ。いつ来るか分からない地震に対して、地震が来たら崩壊すると書いてあるわけだから、ここまで書いて、利用者にリスクがあるから、利用制限しませんというのはすごく矛盾があると思っているんですけどね。どういう判断でそういうことになったのかということもここでやったら、この話で1日終わるんですよ。だから、担当委員会でこういうのはきちんと議論すべきだと思うんですよ。どういう判断でそうなったのかは物すごく重大な問題だと思うんですけど、企画も一緒に参加されたいと思いますが、どういう判断でしょう。

船林文化・スポーツ政策室長 矛盾しているという部分についても、確かに理解するところではあります。大地震時に崩壊する危険性が高い。大地震を調べたところ震度6強から震度7ということもありました。そして、危険性が高いので我々としてはなるべく早く耐震化したいという思いでここまでやっています。ただ、例えば3年間全部閉館して改修するとなれば、利用者にかなり不便を掛けるという、相反する部分もあり、今こういう形で進めようとしています。

下瀬俊夫委員 こういう判定結果が資料として出されて、こう書かれていて、平常と同じように利用結構ですよって言えないじゃないですか。大地震

がどうのこうの、大地震を誰が予想するんですか。予想できないでしょ。だけど、こういう結果が出て、通常の利用をどうぞと僕らは言えないというのは確かでしょ。そういう責任ある議論にならないと思うんですよ、こんな資料を出されたんでは。

姫井文化・スポーツ振興部長 この診断結果が昨年10月に出されましたので、できるだけ速やかに工事に入っていきたいということで、このたび設計を出しているところです。本来であれば4月の当初予算に出すべきかもしれないんですけど、1番は耐震化の工事、それと利用者のための工事のエレベーター等も一緒にしていかなければならないということを考えて、ちょっと時間を要しましたので、このたび6月補正となっています。とにかく我々としては1日も早く工事着工をして、利用者の安全を図りたいという気持ちは持っています。

下瀬俊夫委員 さっき言ったように改修の方法を選ばれたという、これについての議論が必要じゃないかというのが一つあります。もう一つ、利用者に対する説明責任は、今後どうされるんですか。

船林文化・スポーツ政策室長 利用者に対しては、今後の方向性が設計によって固まったら、速やかに広報、窓口等、利用者協議会等もありますので、十分な説明をしたいと考えています。

岩本信子委員 財源のことについて、地方債を起こされますよね。100と95と書いてある、これは後で交付税措置されるという意味で100、95と書かれているんですか。

川地総合政策部長 これについては、緊急減災防災事業100%。先ほど市庁舎のときに交付税算入80と言いましたが、実際交付税算入70%です。充当率が100%で交付税算入が70%。この市民館については、合併特例債の活用の対象事業になりますので、財政計画にもこの市民館についてはある程度うたっていますので、合併特例債を活用した事業でもあります。ですから、耐震化部分を除いた、例えばエレベーターとか、市民の利便性の向上に対する事業については合併特例債を充当する。これが95%の充当、交付税算入70%という形になろうかと思えます。そういう意味で100と95と書いています。

中村博行委員 資料の数値を見て非常に驚いたところで、0.09という数値が

あります。今回、エレベーターとか耐震とかいう話をされていますけども、公共施設の総合管理計画等では重複する施設がありますよね、文化ホールであれば文化会館とかですね。体育館にしても体育ホール。重複した施設に対してはそういったものの検討もしていく。ということは廃止する方向性もあったのかなと思うんですけども、そういう部分を除いた部分の建替えも考えたのかなと思うんですが、その辺りはどうでしょう。

船林文化・スポーツ政策室長 在り方の検討についても当然最初のステップで検討を十分しています。確かに市民館の文化ホールに対しては文化会館、体育ホールに対しては市民体育館という似た機能を持つ施設もあります。しかしながら、文化会館も市民館文化ホールも既に利用が飽和状態。特に文化会館は土曜日、日曜日隙間がないという状況もあり、これを廃止することによって文化会館の機能が麻痺してしまうという可能性が非常に高い。それから市民体育館についても、土曜日、日曜日はスポーツ行事で一杯です。それとあそこは板張りですので、市民館の体育ホールはコンクリート張りになっており、お祭りとかに非常に利用しやすいという利点がありますので、そういった利用もかなり多くなっていますので、機能性を残すためには今の状態で今の機能を保持したまま今後も利用していくほうが望ましいという結論に至っています。

姫井文化・スポーツ振興部長 市の公共施設等総合管理計画、今年の3月に出していますけど、その中で市民館については耐震化の検討という位置付けをしており、文化ホールについては適正管理等を行っていくという位置付けをしています。

中村博行委員 残すということですが、今回の耐震化でどのぐらいもつかとか、そういった計画について、ここでやるより担当委員会でやってもらいたいと思いますので、今後の耐震、そして建替えまでの計画等を作られるのであれば、総務文教常任委員会でやってもらいたいと思うんですけども、その辺の考え方をお聞きしたいと思うんですが。

姫井文化・スポーツ振興部長 総務文教にも重要事項ですので、説明はしたいと思います。

尾山信義議長 弓道場の関係ですけど、今県外からもたくさん来られて、済んだのなら別ですけど、雨漏りの関係で天井の腐食とかがあったと思うん

ですよ。その辺についても人が見て余りいい感じがしない状況がたくさんあるんじゃないかと思うんですよ。観覧席についても腐食している。よそからたくさん来られるので、是非いろんなところに目を向けて、きれいにしてもらったらという要望です。

川崎スポーツ振興課長 弓道場についても渡り廊下の支柱の腐食は改善していますし、床が良くなっても雨戸が腐食とかいうこともあります。言われたようにほかにも見た目が悪いというのもありますので、それについては経常経費、当初予算として200万円ほど持っていますので、弓道場の整備をしていきたいと思っています。

下瀬俊夫委員 確認をしたいんですが、文化ホールの0.09ですよ。大地震でなくても崩壊する危険性があるんじゃないですか、普通の地震で。どの程度もつのかというのは、どういう判断でしょうか。

船林文化・スポーツ政策室長 これまでいろいろな建築や設計の方と協議した中では大地震でなくても危ないという話は聞いたことがないので、専門家ではないのでよくは分からないんですけど、大地震時、震度6強のときにはこうなりますということは聞いていますが、それ以上のことは聞き及んでいない状況です。

下瀬俊夫委員 文化ホールが通常満杯だからという話で通常の利用をさせているわけですよ。利用している方がこういう状況を御存じなのかというのが一つあるわけですよ。6強でなくても、どの程度の地震に耐えられるのか、当然きちんと調査しなければいけない問題だろうと思うんですよ。命を預かるわけですよ。そこら辺でこういう結果が出て、大地震だから危険なんだということではなく、どの程度の地震だったらこれが耐えられるのかという程度の話は持つておかないといけない。それは責任ですよ、公共施設を管理する側の。だからどの程度という点で言えば、きちんと専門家に聞く。当然耐震診断をやったわけだから、そこら辺のことをなぜきちんと聞かなかったのかというのがすごく不思議なんだけどもね。きちんとした専門的な意見を聞くというのはまだ可能性としてはあると思うので、やっていただきたいと思いますが、いかがですか。

姫井文化・スポーツ振興部長 耐震診断の結果が去年10月に出て、診断結果もすごくボリュームのあるもので、我々も当然見ましたけど、市の建築住宅課、建築士にも見てもらいながら、今後の耐震化の方向性を進めて

いるところですよ。下瀬委員が言われたことは分かります。現状でどうかということは我々も分析できていませんので、専門家にその辺りを確認してみたい、耐震結果の診断表の結果でその辺りが分かるのかどうかも含めて、もう1回専門家なり市の建築住宅課にも確認してみたいと思います。

笹木慶之委員 先ほどから耐震の問題でいろいろと話がありますが、今まで耐震結果に基づいていろいろ公共施設を整備してきたじゃないですか。学校や何か、同じ扱いでやってきているわけで、これが初めてのことじゃないと思うんですがね。その流れの中で今回は特別な数値が出ているんですか。今まで学校を耐震化する場合でも使いながらやってきているでしょ。そこで私が聞きたいのは、担当課で特殊な表現をしています、市としての今までの行政スタンスがあるんじゃないですか。こういったケースについてはこうするというものを持っているんじゃないですか。

川地総合政策部長 法律があり、公共施設については不特定多数の者、学校施設についてはきちんと耐震診断しなさいと、その結果はこういうふうにしなさいという一定のルールがあります。それに基づいて、数字が出ると、各課と建築住宅課の協議の中で専門の方の意見を聞きながら、これについてはこのような形でやろうという形で進んでいますので、かなりひどいものであれば、早急に議論はしますけども、この市民館についても、私どもが聞いた範囲の中では何とか計画を持って改修すればできるという話でした。ただ、やはり急ぎますので、先ほどから委員が言われるようにいつ来るか分からないということもありますので、私どもとしては早急な改修計画を立てて、きちんと32年度までにやっていきたいと思いますという具体的なスタンスを持っていますので、そういった形でやっというふうなことです。ただ、各施設について担当の所属委員会に適切に報告していなかったのは、私どもとしてもその辺については大変申し訳なかったかなとは思いますが、ある程度の一定のマニュアルの中でやっていきたいと考えています。

笹木慶之委員 だから今言っているわけで、今回のケースは初めてのことじゃないじゃないですか。過去においてもそのデータに基づいて必要な対応をしてきたわけですから、それと大きな差異があって、今回極めて危険だから使用不可能ということなら話は別ですが、その領域ではないということであれば、それはそれとして工事を急ぐという手法を採ることになるんですよ。だからそこをきちんと言わないと、今回、

極めて危険であれば危険である対応をしなければなりません、容認できる範囲内であるならば利用と同時に工事を急ぐということでは、今までの例からしっかり判断能力が行政にもあると思いますが、いかがですか。

川地総合政策部長 担当課から報告がきます。実際に事業費の前に耐震の結果が出てきますので、結果が出て、どのような改修についてどのぐらいの費用が出るという、そこまで委託を掛けますので、実際に出了時点で報告があり、検討して、ではどのようにしていこうかという形になりますので、その中での今回の市民館についても、かなりほかの施設と違って非常に急を要するという大変重大な形になるという報告ではなかったので、今までどおり計画的にやっていこうという判断をした次第です。

笹木慶之委員 最後になりますが、やはり方向性をきちんと定めて、自信を持って仕事をするということをきちんとやってほしいと思います。曖昧な発言をしているととんでもない方向に話が進みますから。しかし、それはそれとして、それが正しいのであればやらなくてははいけません、そこはやっぱりきちんとされるべきだと思います。

下瀬俊夫委員 執行部みたいな話をするからおかしな話になるけど、市民の命が懸かっている話でしょ。さっきから言っているように、きちんと市民に対する説明責任があるんじゃないかということと、それからこの診断結果がどの程度の震度に耐えられるのかということぐらいきちんと持っておかないといけないという話をしているわけですよ。別に無理な話をしているわけじゃないんです。地震があるかないかの話でもないわけですよ。市民の命を第一に考えなければならないのに、議会にも報告がないという自体がおかしいんじゃないかと言っているわけですよ。だからそこら辺を勘違いしないでもらいたいと思います。

中村博行委員 学校の建替えのときは0.3以下であれば建替えという一つの目安をきちんと言われたと思うんですよ。それが今回0.09とひどい数字になっているので。とはいえ、やはり財源を伴うものだから、そして先ほども言いましたけど、本来コンクリートであれば50年、ところが県や国の見直しで70年という方向転換がされたと思うんですよ。そういった中で今回の数値を見てちょっとひどいなという気で言いましたけども、その点で行政のほうで学校以外、ほかの公共施設などでI s 値等々で幾ら以下だったらどうするんだという基準、そういったものを持って

いるのかという点ですが。

川地総合政策部長 市として学校以外で通常の基準的なものについては、持っていません。あくまでもケースバイケースで判断しているということです。

小野泰委員長 ほかにありませんか。では審査番号2番を終わります。

(執行部入替え)

小野泰委員長 審査番号3番総合事務所関係に入ります。説明をお願いします。

沼口山陽総合事務所次長 審査番号3について歳出から説明します。予算書の15、16ページです。2款総務費1項総務管理費29目厚狭地区複合施設費を2,660万9,000円増額し、補正後の額を5,430万円とするものです。補正額の財源内訳ですが、市債2,520万円、一般財源140万9,000円です。増額の内容ですが、旧厚狭図書館跡地を購入し、厚狭地区複合施設の駐車施設として隣接する市有地と一体的に整備し、利用を図るというものです。15節に工事請負費として806万2,000円、17節の公有財産購入費1,854万7,000円は用地購入費です。歳入について説明します。予算書の11、12ページ、21款市債1項市債1目総務債1節総務管理債6,210万円のうち、厚狭地区複合施設整備事業債2,520万円は、合併特例債を充てることとしています。事業の概要について、配布資料で説明します。最初に59ページ、資料11-1は、駐車場の位置図です。厚狭地区複合施設の東側になります。次に57ページの事務事業調書、事業概要にあるように厚狭地区複合施設の駐車場は、施設利用者のために確保し、旧厚狭図書館跡地及び旧教育事務所跡地を職員駐車場及びイベント等の臨時駐車場として利用するため、民有地部分の用地取得を行うということと駐車場として利用するための必要な整備を行うというものです。60ページ、資料11-2は、土地の所有関係を示したものです。左側の破線で囲んだ部分が旧厚狭教育事務所跡地で市が既に所有している土地で、面積は1,898.57㎡で、地番が108番ということを示記しています。その右側の実線で囲んだ土地二筆がこのたび購入を予定している旧厚狭図書館跡地で、所有者Aさんの土地の面積は1,852.74㎡、所有者Bさんの面積は949㎡で、それぞれ地番は109番、110番1となります。二筆の土地の面積の合計は、2,801.74㎡となります。61

ページ、資料 1 1—3 は、駐車場の平面図です。駐車可能枠数は全部で 1 6 5 台を予定しています。転落防止・土砂流出防止ブロックとフェンス・土砂流出防止ブロックを設置する部分については太線で示しているとおりで。まず、上側の転落防止・土砂流出防止ブロックですが、貞源寺第二保育園側、地番で 1 3 2—1 と記入がある側、約 1 0 0 m にわたり施工します。次に、その下のフェンス・土砂流出防止ブロックですが、民家側に約 2 5 m 土砂流出防止ブロックとフェンスを施工します。次に、右下、市道と接する進入路の部分、約 2 0 0 m²については、アスファルト舗装を予定しています。

小野泰委員長 説明が終わりました。質疑がある方はお願いします。

矢田松夫委員 地籍図のほうで、これは田ですか、宅地ですか。所有者 A、B、現在のところ。

沼口山陽総合事務所次長 現況、宅地です。

矢田松夫委員 もう一つ、1 3 2 の 1 は田になっていますが、これは田でいいんですか。いわゆる貞源寺第二保育園ですが。

沼口山陽総合事務所次長 こちらは保育園のある所ですので、田と書いてありますが、実際のところ保育園がありますので、違うと思います。

矢田松夫委員 違うんですか。1 3 2 の 1 は田ですか、それとも宅地ですか。

沼口山陽総合事務所次長 田ではありません。

矢田松夫委員 間違いですね。

沼口山陽総合事務所次長 図面上そう書いてありますが、現状宅地です。

矢田松夫委員 間違いの地籍で出してはいけませんよね。引き続き、今回の目的は職員駐車場が最初にあります。その後にイベントの駐車場がきています。主に使われるのはどちらですか。

沼口山陽総合事務所次長 駐車場用地として職員駐車場を確保するのは当然ですけれども、イベント等については、その都度ということになるかどうかと思

います。

矢田松夫委員 月曜から金曜までが職員駐車場で、土曜、日曜日がイベント用の駐車場、こういうふうに目的を分けるということですね。

沼口山陽総合事務所次長 主な使われ方がそういう形になるのではないかとという説明をしました。

矢田松夫委員 ないかじゃなくて、現実にはそういう目的を持って、土地を買われるんでしょ、今回。ですから、そういう具体的な事実があって、市の職員の駐車場が現在ありますよね。その職員の駐車場が手狭になったと。ですから、新しい用地を買うのが緊急的にそういう現実にあると。二つ目はイベント用でイベントするのに困る、支障がある。新たに土地を購入するというその具体的なものを言ってください。

吉藤山陽総合事務所長 まず現在の職員駐車場ですけども、これは複合施設東側を出て、旧警察署跡地、土地開発公社の土地を借用して利用しています。ただ土地開発公社はあくまでも売却予定の目的を持っていますので、長くいつまでも借りることはできないという現実があります。それと今回の計画の利用の件ですけども、職員については五十数台の利用になります。図書館は土日にも開いていますので、人数的には少ないんですけども、月曜から日曜まで1週間ずっと職員の誰かが使う状況が出てきます。それとイベントの臨時駐車場もありますけども、合わせて現在複合施設の施設内には100台程度の駐車枠があります。ただこれで十分かということ、毎日ではありませんけども、利用が多いときは100台の枠ではなかなか十分対応できない、満車状態という現象も起きています。そういったときもありますので、そういった場合は今回計画している臨時駐車場を活用することもできますので、そういった利用で考えています。

矢田松夫委員 そういった目的を言われたんですけど、緊急性があるのかどうなのか、具体的に言ってください、現状を鑑みて。今回は骨に肉を付けたわけでしょう。緊急を要するということで補正を組まれたということですので、イベント用で図書館の跡地の民有地を買わなければ業務運行上支障が起こるといった具体的なことを言ってください。

吉藤山陽総合事務所長 オープン後から全て利用状況を調べているわけではあ

りませんけども、一つの例としては、今年5月以降、日々の状況を見ているんですけども、5月に2度ほど館内での利用がかなり多いということで、満車状態のときがありました。それと6月は1度そういった研修等が行われるということで、満車状態で本来止めるべきでないようなところにも車を止めざるを得ない。あるいは職員駐車場も若干枠がありますので、そういったところに誘導する、そういったときも当然ありますので、そういった意味で我々としては、土地開発公社の土地をずっと借りることもできませんので、今回新たにそういった駐車場として確保したいということと、それともう1点は旧厚狭図書館の用地、建設当時から借地できたわけですけども、その土地について建物解体後どうするかという中で当初は解体後は地主にお返しするという方針もありましたけども、以前地主の方と解体後のことについて協議した中で、もし返還する場合は元の状態に戻してもらおうと、いわゆる固定資産税が農地と雑種地ではかなりの差がありますので、元の状態にして戻してもらわなければならないという、そういった話もあったように聞いていますので、この土地を元の状態に戻すとなると、具体的に積算してみるとばく大な金額、二千万弱の金額が掛かりますので、そういったこともいろいろ考慮する中で今回の補正予算に上げたということです。

矢田松夫委員 いろいろ所長が言われたけど、基本計画の中にこうあるんですよ。「このような施設を設置しても、というのは複合施設ですね、100台以上の駐車場が確保できる。隣接する厚狭警察署跡地をイベント時の臨時駐車場や職員駐車場として利用できます」、これは基本ですよ。今回大きく崩れた。その崩れた理由に緊急性があるかというのを私が言ったんです。

小野泰委員長 ここで休憩します。午後1時から再開します。

午後0時3分休憩

午後0時58分再開

小野泰委員長 それでは休憩前に引き続き会議を再開します。引き続き質問はありますか。

矢田松夫委員 基本計画の中では「複合施設を造っても100台以上の駐車場が確保できると、施設の中ですね。更に隣接する厚狭警察署跡地をイベ

ント時の臨時駐車場や職員駐車場として利用できる」とこういう基本構想がありながら、今回新たに職員の駐車場を買うという大きな緊急性は何なのかお答え願えますか、具体的に。

吉藤山陽総合事務所長 緊急性の質問ですけれども、先ほどの利用状況の件で言いましたけれども、ほかにも幾つかあり、それともう1点は、現在借地である旧厚狭図書館の跡地ですけれども、借地を戻すのか、それとも購入するのか、早く決めないといけない事情もあります。戻すまでは当然借地料を払い続けなければいけないということです。戻すとなると、原形復旧ということになるわけですが、それにはかなりの予算が生じるということで、私どもとしては当初予算に上げるべく努力をしていたわけですけれども、地権者のある程度の意向を確認できないと予算に上げることは難しいと思っていますので、地権者の意向を確認する時間に要したということで、今回の補正予算として上げたということです。

矢田松夫委員 もう1回質問しますが、基本計画の中では旧警察署跡地を職員駐車場とイベントに使うと。今回それではなくて、厚狭図書館の跡地を買わなければいけなかった緊急的な要因は何かというのを質問したんです。何か変化がなければ買うということはないでしょ。

吉藤山陽総合事務所長 厚狭地区公共施設再編基本構想の中の記述ですけれども、確かにそういった記述があるんですが、厚狭警察署跡地というのは市の土地開発公社の土地ですので、相手があることですので、これをいつまでも借り続けるということではできませんので、ここの記述はあくまでも当面の対応としては可能ということの記述と理解してほしいと思います。今回の私有地の購入の件については、今であれば厚狭地区複合施設整備事業ということで、合併特例債が活用できますし、そういった有利な財源を活用できる状況にありますので、今回上げたということで、これを戻すまでは借地料を払い続けなければいけないということもありますので、それらを相対的に費用対効果を比較した場合に私有地を買うほうがよりベターということで、今回補正として上げたということです。

矢田松夫委員 そういうことは最初から分かっていたんじゃないんですか、複合施設ができるときから。今言われたのは当面の処置として今の旧厚狭警察署を借りたと。そういう説明はなかったでしょ。もともと職員の駐車場や利用者の駐車場をどうするか、狭いんだと。しかしながら、狭いけれど、その代替措置として警察署の跡地があるんだということを言わ

れたんですよ。それは当時だって分かっていたと思うんですよ。それを今更、図書館の跡地でいくんだという何か大きなものがあるのかどうかですよ。それを質問したんです。例えば土地開発公社の土地だから5年たったら出てくれとか、建てる当時ですよ、それが一切ないのに急にその場所から移転をしなければいけなかった大きな要因は何なのかということです。何か変化があったんですか。

吉藤山陽総合事務所長 確かにこの施設の建設段階において、駐車場をどうするのかというのはある程度想定はできたとは思いますが、現実論としてまだ十分に方向性を確定しないまま、走り出していたということではないかと思えますけども、ただいずれにしても、土地開発公社の土地でするので、方法とすればこの公社の土地を市が買うという選択肢もあるわけですが、ただこれ買うとなると簿価での購入になりますので、これは相当な費用が必要となりますので、それらを相対的に検討した結果、今回の計画を上げたということです。

岩本信子委員 土地開発公社の土地を職員の駐車場として借りている。これは無償で借りているんですか、それとも有償ですか。

木本管財課長 無償です。

岩本信子委員 先ほどから聞いていて、土地開発公社の土地だから市とは違うと、でも元は一緒ですよ。簿価で高いとかいろいろと言われているんですけど、無償で借りている状況なら山陽小野田市にとってもいろいろな方法で便宜を図ることができるんじゃないですか。きちんと有償で土地開発公社と市を分けてしているんだったら仕方がないのかなと思ったんですけど、無償で借りているんだったら、その辺の融通が効くんじゃないかと、まず一つそれがあります。それと教育事務所があった土地はどうする計画だったんですか。もともとずっとあるんですけど、空いた土地で。複合施設ができた時点の計画はどうだったのかお聞きします。

梅田管財課主幹 複合施設ができた当初の教育事務所跡地の計画は、売却予定地となっていました。売却をするために、あの土地の北側に通路を作って橋を架けたいという話を実施計画の中で要求したことはありますけども、それについては市長ヒアリングの際に却下されたといういきさつがあり、現状ではあそこの土地は進入路がない土地となっていますので、売却も難しいという状況になっています。

岩本信子委員 あそこは売却予定地だったんですよね。それでその隣にある図書館の跡地は借地で、その前も借地であると。あそこは住宅としては一等地だと思っていますが、例えば借りている方々に話をして宅地会社に売っていく、市の土地も売却するんですけど、借りている土地も一緒に売却ということを業者に持ち掛けるとかそういうことも考えられたんじゃないかと思うんですけど、そういうことの検討はされたことがあるんですか。

川地総合政策部長 旧厚狭図書館用地を市が仮に買って民間に売るという行為、これは転売事業になりますので、行政目的がありません。あくまでも行政が買うというのは何らかの行政目的があって取得するものですから、そういうことは市がやることはありません。それと実際はこの旧厚狭図書館用地、地権者が2人いますけども、契約上必要がなくなったら元に戻して返すという契約でした。ですから、行政目的がなくなりましたので、何年も借りるということもあり得ませんので、速やかに農地にして返すか、それとも行政目的として取得するか、その判断に迫られたということです。それからもう1点、土地開発公社のことですから、余りこの場では言えませんが、あくまでも土地開発公社の土地は平成20年度の経営健全化計画の中で売却の方向でいくとなっています。したがって、今は無償で市に貸していますけども、もし売却のほうで進めば当然市は借りないという状況に陥るということです。

岩本信子委員 私は、市が買って転売しろと言っているわけじゃないんです。市は売ろうとする土地があるんです、奥に。そしたら、地権者の人に借りた土地を戻すのではなくて、市が買うんだったら住宅メーカーに買わせて全体を大きな宅地にするという考え方はなかったのか。市は不動産屋じゃないんだから転売はできないと思いますし、行政目的がないのに買うこともできないと思います。だから、無理やり行政目的として駐車場にしようとしているわけですよ。そういう話ではなくて、最初から売却する大きな土地があるんだったら、地権者の方々に市が話を通すわけではなくて住宅会社の人にしてもらってやる。坪が2万5,000円ぐらいですよ。これだったら不動産屋だったら飛び付くような気がしますし、そういう発想がなかったのかということを知っているんですよ。

川地総合政策部長 そういう発想はありません。これはそもそも行政がやることではないと考えています。それから、今の単価ですけども、これは実

際に何十年と借地料を払っています。したがって、実際に宅地並みの単価からそういった借地料等々を差し引いた額がこの金額になっていますので、実際に売られるのであれば、この単価は変わってくると思います。

岩本信子委員 どちらにしろ、駐車場は当初の計画では土地開発公社の土地を無償ということになっていたんですし、土地開発公社の土地、ここで話をすべきじゃないんでしょうけど、売却用と言われましたよね。そうすると簿価でかなり高いものになるんじゃないですか。そうすると、これを売却するんだったら下げていかないと売れないということになりますよね。だから、土地開発公社もこの土地を売りたいという思いがあって、そして市も買いたいという気持ちがあったら、そこで差額が出ては私市が買っていくっていう売買ができるのではないかと思うんですけど、その点はできないんですか。

川地総合政策部長 これはもともと山陽町の土地で、山陽町から土地開発公社が買っています。それをまた買い戻すということは行政目的としてどうなのかなと思います。

下瀬俊夫委員 現状の職員駐車場、これを無償で借り上げているという状況の下で、新たに職員駐車場を確保するために購入することが果たして一般市民に納得ができるような説明になるかどうかということですよ。先ほどから出ている話は、ある意味では旧図書館を解体して所有者に返すという点で天びんに掛けて、どちらが得かということで結局購入するということになったわけですが、結局後付けの理由だという印象があるんですよ。年間の利用状況、例えば5月で2回ほど満車になったとか6月に1回満車になったとか、その程度の話を購入の理由にするというのは実は変な話なんですよ。もともと無理があるんじゃないかと思っています。それから、新しく造る駐車場を年間どの程度イベントで利用するのか分かりませんが、きちんとそこら辺のことは市場調査しているんでしょうね。その上で利用計画を立てたんでしょうね。

吉藤山陽総合事務所長 どの程度の利用かということですけども、利用状況は先ほど言ったとおりですけども、現実論として職員駐車場五十数台分必要なわけですから、これをやはりどこかに確保しないと私どもとすれば困りますので、それらをどうするのかという中で、平成27年に市有地である、この図面で破線部分ですけども、そこに職員駐車場として利用する補正予算を上げましたけども、その際には当然今の右の実線部分の

借地は返す予定でしたので、そういった計画ですけども、そうなりますと進入路として北側の水路を挟んだ反対側の市道から入るということで橋を架ける予算も補正予算の中に組み入れたんですけども、その審査の過程の中で、市道は非常に幅員も狭いので離合が非常に厳しい。付近にも保育園もあり、送迎の車もかなりあるので、それについてどうなのかということで委員会の中でいろいろ意見をもらい、それを受けて市の内部で市長を含めて協議する中で今回の計画を上げたということです。

下瀬俊夫委員 この購入計画と利用計画について所管の委員会には報告なり相談なりはされましたか。

吉藤山陽総合事務所長 それはありません。

下瀬俊夫委員 予算決算委員会に提案されて、予算さえ通ればそれでいいんだという姿勢そのものが問題だろうと思っているわけですよ。今朝からずっとこういう話をしているんですが、議会は関係ないと思っているような気がするんですね。予算決算委員会さえ、いわゆる予算さえ通せば後は担当の委員会であろうが何であろうが全く関係ないという姿勢が少し気になっているんですね。執行部側の意見の調整だけではなく、議会の議員の意見も聞くべきだと思っているんですよ。そういう姿勢が全く感じられないので、あえてここで苦言を言うんですが、さっきから言っているのは今無償で借り上げている。それをわざわざ二千数百万円を出して職員のために駐車場を確保したいんですということが一般市民に納得できる説明ができますかという話なんです。多分一般市民は納得しないと思いますよ。以前の山陽小野田市だったらこんなお金の使い方はしないと思います。そういう点でたがが外れたんではないかという感じがするんですね。

梅田管財課主幹 土地を売る仕事をしている管財課の立場からお答えします。まず、税務署横の警察署跡地については北側と西側に道路を備えており、長方形の非常にきれいな整形地です。この土地を職員駐車場ということで課税もできない状況で使うというのは非常にもったいないというところが一つあり、であれば土地開発公社が民間に売って、アパートなり、住宅なりを建ててもらって、固定資産税を支払ってもらおうということのほうが長期的に見れば市のためになるのであろうというのがあります。それと土地開発公社は銀行から資金を借り入れて事業を行っています。もし、この土地が売却できれば、その売却金は借入金の返済に充て

ることができます。市は一般会計のほうで土地開発公社に対して債務保証を行っており、公社が債務を返済すれば、その分債務保証が減額されますので、市の負担も減っていくということがありますので、何ら市民にとってメリットがないという話ではないと考えています。

川地総合政策部長 実際には旧厚狭図書館が総合事務所の中に入ったということで役目を終えた。その土地の問題ですよ。これは先ほどから説明しているように、土地を借りる目的がありませんので、やはり返すということが本来の使命です。ですが、返すのにどれだけのお金が掛かるのかということです。農地として返さなくてはなりません。当然2階建ての鉄筋コンクリートの建物があった土地ですので、くい等も打っていますので、それを農地として戻すというのは相当の事業費が掛かるということ概算ではじいています。それよりも行政目的として実際に総合事務所の職員駐車場として、確固たる駐車場の確保はできていません。今は公社の土地を借りているだけのことで、抜本的な解決には至っていません。したがって、農地として返すには一般財源で数千万円の費用が生じると、片やそこを購入し、行政目的として職員駐車場、そして総合事務所のためのイベントの駐車場としてやれば、合併特例債を活用して、より事業費も少なくなる、財源もある、更に賃借料等との分も差し引いた中で取得価格も抑えられるという、その辺の総合的な判断をした結果が今回のこの方策に至ったということです。

下瀬俊夫委員 先ほどの管財の話ですが、一般会計で確かに債務保証をしています。だけど、開発公社の土地の内容については一切触れてはならない、債務保証だけは予算で審議してほしいという、こんな虫のいい話はないわけですよ。そういうことを理由にして議論をここでしているわけではないんです。現状復旧、田にするために二千万円と言わなかったかね。

吉藤山陽総合事務所長 土木システムで積み上げた数字ですが、これは農地ということで畑に戻した場合ということの試算の数字です。仮に畑に戻せばそれぐらい掛かるということでの試算です。

下瀬俊夫委員 農地に戻すのに少なくとも二千万円程度掛かるという話でしょ。今度二千数百万円掛けて土地の購入をするわけでしょ。そのバランスが悪いじゃないかという話もあるわけですよ。もう一つは旧教育事務所の跡地も含めて、ここを購入するにしても、例えば開発公社の土地の振替ということではできないのか。向こうの土地のほうが住宅地としてはいい

と思うんですよね。そこら辺の検討をされたのかどうかお聞きします。

川地総合政策部長 この事業を検討する中で、振替ということについては検討はしていません。なぜかと言いますと、合併特例債事業の有効活用という中で、振替となると財源が使えなくなるということがありましたので、その検討はしていません。

下瀬俊夫委員 やり方だと思うんですよね。そういうことも含めて所管の委員会でもっときちんと相談したほうがいいと思っているんですよ。どうも執行が出してくるものはたがが外れているという感じがします。やはり議会との調整をもっときちんとしないと駄目だと思いますよ。予算が通らないと話にならないわけでしょ。

古川副市長 予算の関係は予算決算常任委員会、ほかの所管については担当の委員会ということで、先に担当の委員会に早い時期にこういう話をする、今度は事前審査になるという指摘も受けますので、執行部にも、どこまでどちらに話したらというのがあったんだろうと思いますが、今後については議会事務局とも調整しながら、担当委員会に必要なことについては前もって話をするという形の調整等をしようと思いますので、今後ということで御了承ください。

岩本信子委員 結局、いろいろ話を聞いていて、土地開発公社が転売する分については問題ないわけですよね。土地開発公社について、ここは審査するところじゃないんですけど、提案として出したいんですけど、健全化計画があるから、その土地を買う、買わないはあるのか分からないんですけど、跡地を土地開発公社に買ってもらって、全部、市の土地もですね。そして、住宅地に転売ということだって発想としてはできないことはないんじゃないかと。例えば、警察の跡地と交換するとか、いろいろありましたけれど、土地開発公社ならそれはできそうな気がするんですよね。行政目的があるから、今のところ駐車場しかない、転売はできないとか言われるんだけど、そういう考え方はできないんですか。

古川副市長 土地開発公社の理事長も兼ねるようになりましたので、その立場で答えます。岩本委員が言われたように、土地開発公社は土地の先行取得をして、行政が行政財産で使うために購入したり、買って土地開発公社として事業、小野田楠工業団地とか青葉台の住宅団地、そのために土地を買って売るということはできますけど、土地を買ってそれを住宅会

社に売る行為はできないということを御理解ください。

岩本信子委員 今、住宅開発なら大丈夫と言われましたよね。例えばそこを公社が買って宅地開発して、それはできるんじゃないですか。

古川副市長 宅地開発を公社がして売るとというのが青葉台ですが、そういう事業はできるということです。公社が買った土地を一般のハウスメーカーに売って勝手にハウスメーカーのほうで住宅を開発しなさいという行為はできないですよ。青葉台は、公社が民間から買って造成して35区画ぐらい売った。それは公社の事業として、宅地開発をしたということです。

矢田松夫委員 この警察署の跡地、公社から売却先が決まったから明渡しを求められたわけではないということでしょうか。

吉藤山陽総合事務所長 現在、公社からそういったことはありません。

矢田松夫委員 何度も言うけど、駐車場の緊急性というのはどこにあるんですか。ずっとただでしょ。ただではいけないから出ますよと、自らが身を引いたということですよね。先ほど管財が言われた原理原則だと思うんですよ。そういう原理原則の仕事をしている皆さんがそういう基本計画に書いておきながら、自分の都合のいいときは原理原則を持ち出して外へ出ますというのはちょっと理解されないんじゃないですか。私はそこを言っているんです。新しい市長は民間経営と言われましたけれど、この土地は東京で言えば田園調布みたいな所で駅にも近い、そして総合事務所にも近い、本当に一等地。更に付近は造成すれば家がほとんど売れるというような状況の中で、職員駐車場を造るといって、これはどうしても納得できません。昨日も地域懇談会で30人ぐらいお母さん方がいました。その中で、話をしたら主人が宇部の市役所へ出ている。旧楠町役場から宇部に転勤になった。最初に何をしたのかと、駐車場探しをした。それも近くは高いから遠くに行かなければいけないので、早く家を出なければいけないと。駐車料金はもちろん個人払いと言われました。そういった話をするとほとんどの人がおかしいんじゃないのと、こういう声をたくさん聞きました。ですから、今回の計画については問題がある、もう一回考えてもらいたいと思うんですが。

吉藤山陽総合事務所長 先ほどから申しているように、土地開発公社の土地を

いつまでも借り続けることはできません。今の厚狭図書館の跡地、これをどうするのか。いつまでも借地契約のままというわけにもいきませんし、戻すのであれば一般財源でかなりの費用を掛けて農地に戻して返すようになりますので、そういったことを考えると早く方針として決めて事業化を進めないといけないということです。

矢田松夫委員 次にイベントの問題。6月か5月に1回、2回あった。普通の感覚で言えばイベントがある日にちは早くから分かっていますので、例えば徒歩で来る人、あるいは自転車で来る人、あるいは公共交通機関で来る人、そういう人は車に乗って来るということは普通あり得ないんですよね。そういうことの対応で解消ができるんじゃないですか。イベントの実施で駐車場が支障を来たすという場合は、市の職員自らがそういう手段は採らないんですか。公共交通機関がない所はしょうがない、車で来ますけれど。普通そういうふうにして市民サービスをしないんですか。先日も駐車場の件でいろいろ話したところ、図書館の職員用の駐車場を必ず確保したいと言われたので、まず市の職員が優先みたいな感じですよ。ですから、そういうことによってイベントの駐車場の緩和というのはできないんですか。やったことないでしょ。

吉藤山陽総合事務所長 確かに近くの方については、そういった対応はできるかもしれませんが、いろんな方面から来られることを考えると一定の量の駐車場は確保すべきだと思います。そうしないと周辺の交通事情を考えると渋滞の原因になりますので、一定の配慮は必要と思っています。

矢田松夫委員 複合施設の職員はノーマイカーデーというのがあるんですよ、月に一回。それできないということですね、どうなんですか。本庁は先週の金曜日ですが、ほとんど車がなかったですよ。複合施設は、月一回のノーマイカーはできないでしょ、そういうことを言われたら。

吉藤山陽総合事務所長 ノーマイカーデーの対応ですけども、当然本庁と同じように可能な限り協力はしていますし、私もそのときには自転車なりで来るようにしています。ただ、どうしても遠方から来る職員もいますので、全ての職員がノーマイカーデーというのは厳しいところがあります。ただ、当然なるべく車を利用しないということは呼び掛けています。

岩本信子委員 有効性のところで、類似事業の存在で、厚狭地区複合施設の周辺地に類似駐車場がないため妥当であるということで5点も付いている

んですが、土地開発公社の土地を無償で借りているので、私は類似の駐車場はあると思っているんですけど、結局、土地を買う訳ですよ、借りていた土地を。さっき言われました、行政目的がないと土地は買えないと。そうすると、逆に買うために駐車場を造るんじゃないんですか。何百人のイベントがあったら車が何台止まるのでこれだけ必要、職員も何人こちらに止めているからこれだけ必要という資料が何も出てないじゃないですか。それなのに、これを駐車場にして何台止めますって、それはおかしいと思いますよ。土地が買えないから駐車場にするという目的で土地を買うという、そういう政策ではないかと思うんですけど、いかがですか。

吉藤山陽総合事務所長 あくまでも私どもは駐車場として必要ということで、今回の事業計画を上げているということです。

矢田松夫委員 川地部長に聞くんですけど、目的の妥当性、本来なら満点で5だけど、なぜ3になったんですか。満点を付けられなかった理由。

川地総合政策部長 満点とかではなくて、点数表のマニュアルを配っていますが、それに基づいた点数が3点だったということです。ですから、原課が絶対必要と感じていても、マニュアルに従うと点数が3点だと。3点が悪いというわけではありません。それから補足ですけども、岩本委員に対する答えですが、まず、この借りていた土地を返さなければならないというところから始まっています。ずっと賃借していた土地が不要になったので返さなければならない。土木の積算では1,700万円、更に掛かるのではないかという試算もありますけども、それよりも有効利用ができて、その土地を購入することができて、職員駐車場も足りない。それなら職員駐車場をきちんと確保したい。公社も公社の本来の売目的もきちんとできて、更に合併特例債も活用できる。そういった総合的な判断をしたということです。ですから、購入が目的ではありません。最初に出てきた要因はその土地を返さなければならないというところから始まっているということは御理解ください。

下瀬俊夫委員 本当に後付けですよ。厚狭複合施設を造った時点で、旧厚狭図書館が要らなくなるというのははっきりしているわけですよ。あれを解体しなければいけない、借地だから。隣の教育事務所についても当初は職員駐車場にする話があって、陶好会館もあそこに造るという話があったわけですよ。僕らが現地に行って、それは無理だということで、

陶好会館は取りあえず取りやめたわけでしょ。今の流れが次々に起こってきて、結局あそこの土地を買ったほうが安く付くと、こういう話になったわけよね、旧図書館の跡地。流れとしてはもともと分かっている話じゃないですか。だったらなぜ陶好会館を向こうに造るのか。おかしいでしょ、そんな話は。全部後付け。そういう理由で議会を説得できると思っているのが物すごく疑問です。そういう無駄なことをたくさん積み重ねながら、結局あそこを買って、理由は職員駐車場。これで本当に市民が納得しますか。無理でしょ。

川地総合政策部長 一体利用地と書いてある元々市が持っている土地に最初は職員駐車場と。進入路がないで、北側の橋を渡ってどうにかしたいということでしたけど、いろいろな審議があり、交通の利便性、朝も一方通行のような所でここを通るのは危険だということで、いろいろ指摘を受けました。どうにかして職員駐車場は必要だということは元から変わっていません。どこかに張り付かなければならない。そういうことから所有者、二人いる土地について本来であれば戻すところを有効活用しようということになったわけです。あくまでも財産の有効活用、効率的な有効活用という観点から今回このようなことに至ったということで、二転三転しましたけれども、財政の有効活用という点からは、市民の方々にも理解してもらえるものと感じています。

下瀬俊夫委員 そう言うんだったら、教育事務所の跡地の利用の審議のときに旧教育事務所の土地をきちんと利用しようと思ったら進入路が要るんじゃないかと。進入路を買ったらどうかという提案もしているはずですよ。そのときは拒否しているわけですよ。所有者の意向が分からないということもあったんですが、元々原形復旧というのが基本ですから、どの程度お金が掛かるかというのはその当時から知っておかないといけないわけでしょ、理論としては。だけど、そういうことは一切お構いなしに、取りあえず議会側の提案も拒否されて、結局、陶芸会館は勤労会館の所に造られたということになったわけですよ。こういうことで、ずっと後追い後追いでいっているという印象があるわけですね。だから、なぜきちんとした方向性を定めた上で、こういう議論しなかったんだらうかということはずっとあるわけですよ。そういう点で、どうも理由が今言ったように後付けだから、説得力に欠けていると僕は思っているんですね。だからそういう理由で市民に対してだけではなしに、議会を納得させられると思っているんですか。さっき所長にも聞いたんだけど、新規の駐車場を造る上で、どのような市場調査をしたんだらうか、利用目的も含

めて、どういう計画があるんだろうかと聞いたけど、ほとんど答えられませんでした。現況で開発公社の土地を返さなければいけないという強い思いは分かります。しかし、開発公社と一般行政は違うということで、議会の審査が及ばないところだということで、ここで聞いてもほとんど答えてもらえないわけですよ、先ほど副市長は答えられましたが。そういう点で、同じ職員だからということではなしに、やっぱり出ていけと言わない限り、あそこを利用することは可能だと思っているんですね。あなたは返さなければいけない、返さなければいけないということばかり言って、だから2,000万円使って駐車場にするんだということで本当に市民を説得できますかって言っているわけですよ。市民納得できないと思うよ、そういう理由では。そこが1番皆さん引っ掛かっているところじゃないですか。

吉藤山陽総合事務所長 旧厚狭図書館の土地をどうするのか、早く方針を出さないといけないと思っています。本来であれば元に戻した上で返さなければいけない土地ではあるんですけども、戻すとなるとかなりの一般財源を掛けて戻さなければいけないという事情がありますので、いろんな経緯があった中で、二転三転した部分はありますけども、最終的には今回の形でいきたいということです。

下瀬俊夫委員 旧厚狭図書館の土地利用について、どうするかということは、あなたの責任ですか。

吉藤山陽総合事務所長 当時の所管は教育委員会だと思いますけれど、ただ私も今の職員駐車場を何とかしなければいけないという命題がありましたので、そのように答えました。

下瀬俊夫委員 順番が違う。あなたは旧厚狭図書館の土地利用についてどうしたらいいかというところから、職員駐車場という話をされたから、それは違うんじゃないかという話ですよ。ごちゃ混ぜになって議論されているから、ちょっと整理整頓が要ると思いますよ。

矢田松夫委員 所長、さっき基本計画には当面の措置として駐車場は警察署の跡地と言われたよね。当面って書いてくれればよかった、最初の基本計画。しかしながら、近い将来とか将来的には厚狭図書館の民有地を購入して、そこに職員駐車場やイベント広場を作ると書いてあればよかったけど、だまし討ちみたいなのでこの2行を見たら、ずっと警察署の跡

地はイベント広場と職員駐車場に使うと思いますよね、5年前の話では。違うんですか。それをちゃんと基本計画の中に示さないといけない。今頃になって緊急性も何も無いのに職員の駐車場を出ていけということもないのに新たに造るって言うんでしょ。職員が駐車場に止められなくなったということもないし、よそのお客さんが来たり、返せって言うこともないし、今のままでそこに居座ってもいいわけよね、逆に言えば。出てくれと言われないんだから居ればいいよね。計画がでたらめ、5年前から。2行しか書いてない。3行目に書いてくれればよかったのに、その当時、入り口を買って陶好会館もそこに建てるとか。今のままいくと塩漬けみたいになるからね、旧教育事務所は。僕もよく分かる。前を買わないと駄目。効率的な土地の運用にならない。しかしながら、新たな土地を購入する場合は、目的を持って買えというのがありますよ。ただ単に職員駐車場だけで市の財産を購入するなど書いてあります。しかし、それをしようとしています、執行部が。同じこと言うんだけど、全く計画性がなく、だまし討ち。総務委員会の中、あるいはワークショップの皆さんにも全部うそをついてきたんじゃないですか。

川地総合政策部長 当時、企画ですので、私から答えますけども、この基本構想、24年8月に策定したときの資料で、確かにその一つ前にはそういった利用をするところは可能ですと書いてありますけども、結果総括として利用できますと書いてあります。これを読めば、半永久的に活用できると取られても致し方ないのかなと思っていまして、この辺については大変申し訳なかったなと思ってしています。本当に済みません。この辺については今後このような計画を作るに当たっての参考として、慎重に策定したいと考えています。

下瀬俊夫委員 市民が納得しない、市民に説明できないんじゃないかという話の中で、複合施設を利用している利用者協議会の皆さんのこともあるんですね。これまで利用者協議会からいろんな要望事項が出ていますよね。この中に駐車場が狭いから広げてくれという要望がありましたか。

吉藤山陽総合事務所長 それについてはありません。

下瀬俊夫委員 それで、たくさん要望事項が出ても、ほとんどやらないで、職員の駐車場だけを先に買いますなんていうのは、納得できないって言うているんですよ。そんなことを市民が納得できるかっていう話ですよ。自分たちが出している要望事項はほとんど無視されて、職員だけ金を使

って駐車場を作りますって、順番逆じゃないかって言っているんですよ。そこら辺がどうも説得力がない気がする。

小野泰委員長　ここで10分間休憩します。

午後1時55分休憩

午後2時8分再開

小野泰委員長　それでは休憩前に引き続き会議を再開します。先ほどの厚狭地区複合施設駐車場整備事業については、委員からの質問に対し執行部の答弁が明確でなかった部分がありました。執行部側に答弁を調整する時間を設けたいと思いますので、次の審査に入ります。それでは審査番号4、教育委員会関係について説明をお願いします。

麻野学校教育課主幹　予算書24ページ、10款1項2目事務局費21節貸付金9万2,000円の増額は、小中学校入学資金貸付事業の貸付金上限額を、小学生で一人当たり8,710円増額して4万600円にし、中学生で一人当たり1,530円引き上げて4万7,400円にするものです。これは、文科省が平成29年度予算において要保護児童生徒援助費補助金のうち新入学児童生徒学用品費の単価を引き上げたことを受けて、本市の小中学校入学資金貸付事業の貸付金についても国と同様の措置を講じるものです。次に10款2項2目教育振興費20節扶助費の269万7,000円の増額及び10款3項2目教育振興費20節扶助費の326万7,000円の増額は、就学援助事業のうちの新入学児童生徒学用品費の単価を引き上げることによるものです。これも、先ほどの文科省の新入学児童生徒学用品費の単価引上げを受けて同様の措置を講ずるものであり、小学生の単価を一人当たり2万130円引き上げて4万600円に、中学生の単価を一人当たり2万3,850円引き上げて4万7,400円にするものです。

和西社会教育課長　審査番号④について説明します。23、24ページ、10款教育費5項社会教育費2目公民館費を150万円増額し、1億451万9,000円とするものです。これは、旧厚狭公民館解体工事が昨年度末に完了し、敷地に隣接する民家に工事の影響による損傷がないかを調査するための委託料です。解体工事前には対象となる家屋の所有者11

名、22棟について、事前家屋調査を実施しました。3月29日の工事完了後、4月に改めて事後家屋調査を希望するか意向を伺ったところ、3名7棟について調査実施の希望がありましたので、補正に計上することとなったものです。

井上中央図書館副館長 10款教育費5項社会教育費3目図書館費の説明をします。中央図書館は、開館後21年が経過し、老朽化した空調設備の更新を行うため、当初予算に工事請負費6,695万円を計上しています。これについて積算内容を精査したところ、電気で稼動するエアコンについては室内機・室外機の取替えのみのため、予算執行上の費目としては、備品購入費がより適切であるとの判断に至りました。その結果、予算については、15節工事請負費において651万1,000円を減額、18節備品購入費において497万6,000円を計上し、中央図書館の空調機器更新事業の総額として153万5,000円の減額となります。歳入については、11ページ、12ページ、これに伴い、21款市債1項市債5目教育債3節社会教育債、図書館整備事業債が490万円の減額となります。

小野泰委員長 説明が終わりました。これより質問をお願いします。

下瀬俊夫委員 最初に入学金の貸付金の制度です。県下でもこういう貸付金制度、当市がかなり先進的に導入されたと思っていましたが、国の制度も含めてかなり違った方法で対応してきているという自治体もあると思うんですが、そこら辺はきちんと調査はされているのでしょうか。

麻野学校教育課主幹 今年2月の時点で県から県内他市の状況の報告がありました。2月時点で平成29年度4月入学の子供に対する入学準備金になるんですけども、課付けではなくて準備金という制度があるんですが、県内で萩市と長門市が予定しているということでした。それ以外の市町は検討中というところが多いという調査結果でした。

下瀬俊夫委員 貸付金という制度にするか準備金にするかという違いはあるんですが、制度としてはどっちがいいんですか。

麻野学校教育課主幹 山陽小野田市の場合は貸付金ということですが、2月から3月に掛けて課付けを行います。年度が変わり、入学後、就学援助の認定となった場合に就学援助で相殺という形になりますので、実際に

は課付けとは言いながら事前に準備金をお渡しするような形になっています。そういう意味では山陽小野田市は入学準備金と同じと考えています。

下瀬俊夫委員　というのは、いわゆる印象の問題よね。課付け、いわゆるお金を借りるとなっているわけですよ。実際はそうじゃないわけですよ。決定されたら当然就学援助から支払うわけだからね。だから課付けという制度そのものがないのかという、これは名称も含めて、少し研究がいるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

麻野学校教育課主幹　言われるとおりで、過渡期ではないかと思っていますので、今後研究をしていきたいと思っています。

下瀬俊夫委員　それともう一つ、特に新入学の子供たちの大きな問題で制服の問題が実はあるんですね。制服を決めている学校がかなりあるわけです。制服というのは制度的にどうなのかという問題があるんですが、もし強制力がある、皆さんが入学するときにそろえなければならないようなものであるかどうかという位置付けですよ。これがあれば少し様子が変わってくるんじゃないかと。今、基本的に制服は個人負担ですよ。得があろうがなかろうが、生活が楽だろうが苦しかろうが、子供が居れば入学するときに制服を準備しなければいけない。これに対する位置付けはどのように考えたらいいんですか。

宮内教育長　制服は今、各学校で校則で決めているものですので、保護者の理解をもらった上でそろえてもらうということになっているかと思っています。

下瀬俊夫委員　それは答えになっていないんです。私が聞いたのは強制力があるのであれば、少し意味が違うんじゃないかと言っているわけです。義務教育ですから、学校に何を着て行こうが本来は自由ですが、各学校で別々の制服を決定する。保護者の理解を得ようが得まいが、後から入ってくる方はほとんど関係ないわけですから、決まった制服の規程に従っていくわけですよ。そうすると、それを買わなければ学校に入れないんですか。

宮内教育長　校則は法的拘束力と言いましても、特殊な学校という組織の中で決められているルールですので、これは守っていただくということで理解いただけるものではないかなと思います。確かに中学生であれば3年

生の終わりぐらいに転校してきた生徒がそのまま元の学校の制服ということもありますけども、基本的にはそろえていただくということを原則にしているかと考えます。

下瀬俊夫委員 教育長がそのように言われるのであれば、当然これも就学援助の対象になるのではないかと。今なっていないでしょ。なぜですか。

麻野学校教育課主幹 制服については、就学援助の費目の中に制服代という具体的な名前はありません。ただ、先ほどからの説明の新入学児童生徒の学用品費、これに当たるものかと思われまして、それに対応していただいているのではないかと考えています。

下瀬俊夫委員 では聞くけど、入学準備金で小学校に入るとき、中学校に入るとき、幾ら基本的に認めているんですか。

麻野学校教育課主幹 この補正可決後については、小学生で4万6000円、中学生で4万7,400円になるかと思えます。

下瀬俊夫委員 制服が幾ら掛かると思えますか。

麻野学校教育課主幹 メーカーによって値段が違うかとは思いますが、小学生で普通の制服であれば1万5,000円前後かなと考えています。中学校については2万から3万ぐらいかなと考えています。

下瀬俊夫委員 この4万7,000円とか4万6000円とかいうのは、どういう格好に使ってもいいよという話かもしれませんが、制服代はそんなに安くないんですよ、どこも。そういうことを調査されたことはないんですか。

麻野学校教育課主幹 今年度に入ってからには調査をしていますが、以前に調査をしたデータによると1万5,000円前後、中学校についても2万6,000円から3万ぐらいと把握しています。

下瀬俊夫委員 多分実態を御存じないと思うんですが、各学校で基本的に違います。先ほど教育長が義務付けのような、一定の強制力があるかのような話をされています。これは各学校で自主的に決められているということで、格好はそうですが、この入学準備金では多分対応できない金額で

す。本来制服というのは所得によって買えたり、買えなくなっている人がいるわけですから、そういうものを強制力を持たせるようなことをしてはいけないと思っているんですが、もしそういうことであれば、入学準備金の中に制服の扱いぐらひはきちんと位置付けたほうがいいんじゃないかと思っているんですが、いかがですか。

宮内教育長 制服の考え方もいろいろあるかと思うんです。制服があることで被服代が抑えられているという効果もあるのではないかと。制服がなくなると、私服となりますが、お子さん方の被服代というのは結構掛かっていますし、子供たちの中でもファッション性とか高まっていくと、かえってお金が掛かってしまうということもあり得るんじゃないか。保護者一般の方々の意識の中で制服に対して反対という意見はそんなにはないんじゃないかなと思っています。

下瀬俊夫委員 だったら、それだけあなた方が制服を推奨するのであれば、当然入学準備金の中に位置付けたっていいじゃないかと言っているわけですよ。今の教育長の答弁は物すごくおかしい答弁だと思います。なぜか、子供はすぐ大きくなるんです。制服なんてすぐ合わなくなるんですよ、特に小学生の子供はね。学校へ行く間だけしか着ないわけですよ。家に帰ったら私服になるわけですよ。同じことなんです、そんなことは。私服は買わないといけないんです。全部制服で、年がら年中通すわけにはいかないんですよ。そういう点では同じことなんです。逆に制服を買わなければいけないという点で負担になるわけですよ、親からすれば。そういうふうに考えられないですか。

宮内教育長 一つの考え方として、言われることはよく分かります。分かりませうけれども、制服に対して、一般的には理解いただいているんじゃないかなと考えています。

下瀬俊夫委員 だから、強制力があると教育長が言われるから、決まり事だと言われるから、当然それは就学援助の対象として、きちんと位置付ける必要があるんじゃないかという話をしているわけですね。でないとおかしいですよ。収入によって買えない子がいて、それでも無理して買わなくてはならないという状況があるわけだから、義務教育は無償化という前提条件がおかしくなるわけですよ。だから、制服という以上、一定の強制力を伴うのであれば、就学援助にきちんと位置付ける必要があるということで、そこら辺の考え方についてはどうですか。

宮内教育長 校則の話に戻りますけれども、頭髪のときにも問題となりましたけれども、最高裁の判決等においても校則は社会通念上認められるものであると判決は出ているのではないかと認識しています。制服を補助の対象にしたらという話がありましたけれども、現時点では入学準備の新入学児童生徒学用品費の中に含めるということで考えています。

下瀬俊夫委員 そうすると、入学準備金の中に制服の位置付けはあるわけですね。それも含めて準備金が設定されているということですね。そう理解していいですか。

宮内教育長 特に品目として指定しているわけではないんですけど、そういうものも含めての新入学児童生徒学用品費であると認識しています。

下瀬俊夫委員 多分各学校で制服の金額がかなり違います。四万何がしかの中に、当然いろんな学校に行くために必要な物を買わなくてはいけない面があるわけです。その中に制服代金というのは、多分これでは合わないだろうと思っているわけですよ。そういう位置付けがちゃんとあって、そういう答弁をされているんですか。僕は全くなかったと思うんです、今までそういう位置付けがね。それをきちんとしたらどうかという提案ですから、もう少し今後のことも含めた回答をお願いします。

宮内教育長 制服代が非常に高いということはしっかり認識しています。そういったことも含めて、今回、国も新入学児童生徒学用品費の単価も引き上げてきたと捉えて、今回、それに準じて市も上げたということで捉えています。

下瀬俊夫委員 多分、文科省の準備金の金額の中には入っていないと思います。だから、そういう答弁では納得できないので、是非、今の文科省の準備金の内訳も含めて、研究をお願いしたいと思います。

中村博行委員 本市で制服というのは、全校でルール付けがされているんですか。私服のところもあるんですか。どのぐらいの割合ですか。

宮内教育長 現在は有帆小学校が私服になっています。あとは全部制服となっています。

岩本信子委員 厚狭公民館の解体に伴う家屋調査業務という委託料、どのようなことをするんですか。

臼井社会教育課課長補佐 調査の内容ですが、基礎、軸部、開口部、床、天井、内壁、外壁、屋根、水周り、外構などを調査します。

和西社会教育課長 補足します。公共施設を建て替えるときは、くいを打ったり、いろんなことをやりますので、周辺の家に影響が出てくるかもしれないということです。周りの家に、あつてはいけないんですけど、壁にひびが入ったりすることがありますので、まず、工事に入る前に現状を把握して、工事が終わった後に、解体工事とかに伴って影響が及んでいるかどうかを確認するというので、今回は後のほうの調査の予算を計上しているというところです。

岩本信子委員 新築とかのくい打ちとかだったら分かるんですけど、解体も、やはりくい打ちとかするんですか。

和西社会教育課長 くい打ちはないんですけど、工事がかなり大掛かりになりますので、周辺の家に迷惑が掛かっているかどうかの調査をするということです。

岩本信子委員 調査を終わってされて、その間で、例えば壁にひびが入ったとか、そういうことが起こった場合は市が補償するということですね。このたび補正が出ていないということは、それはなかったという感じではないんですか。

和西社会教育課長 今から調査に入りますので、その辺りはその後に判明すると思います。

小野泰委員長 ほかにいいですか。教育委員会関係を終わります。

(執行部入替え)

小野泰委員長 審査番号5番。市民生活部関係に入ります。

石田市民生活課長 予算書の13、14ページ、16目ふるさと推進事業費です。補正前の額319万7,000円に240万円を増額し、補正後の額

を559万7,000円にお願いするものです。補正内容は、19節負担金、補助及び交付金として、地域コミュニティ事業助成金240万円を計上しています。本事業は、財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業として、地域コミュニティの健全な発展を図るために実施するもので、平成29年4月に県を通じて交付決定がされましたので、本6月補正で予算計上するものです。具体的な事業内容としては、山陽小野田市ふるさとづくり協議会に対し、折り畳みチェア、かき氷機等の購入費240万円を助成するものです。これに対する歳入としては、11、12ページ、20款4項2目雑入2節総務費雑入のうち、宝くじ助成金240万円です。なお、本事業の公募手続については、昨年9月に市のホームページと広報紙に募集記事を掲載しています。

小野泰委員長 質疑をお願いします。

下瀬俊夫委員 今回の物品はどこで管理保管をするんですか。

石田市民生活課長 まず、折り畳みチェアは、高泊公民館と出合公民館に保管します。かき氷機、三連バーナー等々の備品については、市のふるさとづくり協議会の倉庫に保管します。

岩本信子委員 55ページの事業評価の資料を見ているんですが、今後の方向性というところに事業の進め方の後に改善が必要とあるんですが、それも28年度中に改善と書いてあるんですが、課題は挙げてあるんですが、どのように改善する予定ですか。

石田市民生活課長 このコミュニティ事業を含めて助成事業に関しては、市のホームページ、市の広報等で告知しています。大体毎年一団体ないし二団体からの応募が続いており、一般コミュニティ事業以外の助成事業もありますので、その辺についても周知して応募が増えるようにもっていきたいということで、事業の進め方に改善が必要ということにしています。

下瀬俊夫委員 この事業評価で、年間備品の貸出しということで目標と実績がありますよね。180日というのは貸出日数としては妥当かどうかよく分からないんですが、年間の約半分ですよね。これ目標設定としてはどうなんですか、実績がかなりオーバーしていますが。

石田市民生活課長 イベントは土日、祝祭日を中心に開催されています。この180日というのが妥当かどうかというところは、確かに言われるとおりに思うんですが、夏祭りなどでイベントが重なる時期があります。その辺を勘案して180日と設定しているんですが、現状の数値が200を超えているような状況ですので、今後はこの目標の日数自体も検討する必要があるとは考えています。

矢田松夫委員 イベントは土日、祝日と言われましたけれど、厚狭地区の場合はほとんど行事が重なるということなんですよ。椅子は出合公民館と言われましたけれど、日にちが重なった場合はどうするんですか。

石田市民生活課長 基本的にはこちらで台帳管理をしており、各団体が市民生活課に借りに来られます。基本的には早い者勝ち、先に取りに来られた方を優先に貸出しをするようにしていますが、市のふるさとに管理している備品だけでなく、各公民館にも備品を幾つか置いています。そういうところをあっせんしたり、必要なものにもよるんですが、社協が持っているものも紹介して、重なっている場合は使ってもらえるような配慮はしているつもりです。

矢田松夫委員 私が質問したのは、今みたいな原則ではなくて、例えば今回の椅子などは出合公民館が保管するということになれば、同じ日に同じような催し物があったときにはどうするのか。やはり出合のほうが優先するのではないかと。近々厚狭地区でも祭りがあるんです。同じ日にちになった場合どうされるのか。そういうときには出合のほうが優先的に使わんじゃないかな。

石田市民生活課長 出合の祭りとは厚狭の祭りが重なったときに、出合に保管している折り畳みチェアが両方の団体で要る場合には、どうしても出合に保管しているがために出合の祭りに使うことは十分考えられます。例えば厚狭の祭りのときに折り畳みチェアが同じように要る場合には、高泊公民館の折り畳みチェアを貸し出すということもできますし、ほかのところにも折り畳みチェアはありますので、その辺で使ってもらおうという形を採っています。

岡山明委員 貸出日数180日でも242。242ということは計算すると年間で365日のうち66%。土日祭日と入れても110、120という状況の中で、242というのは一つの備品ではなくてそれぞれの備品が

一点一点ということで貸し出されているということで、累計という形、242という数字の内訳、どういう形で数字が出ているか確認したいんですけど。

三浦市民生活課市民生活係長 貸出備品はそれぞれ多数ありますので、同じ日に複数貸し出されても1日として計算しています。

岡山明委員 この242にというのは年間66%貸し出されているということですか。

三浦市民生活課市民生活係長 全体での延べ日数にはなりますけど、平日にももちろん利用される団体もありますし、土日以外にも前日から借りられる場合も含めて貸出日が延べとして、これだけの日数を計上していますので、実際にイベントがあった日ということではこの日数を上げていません。借りられた日数として計上しています。

岡山明委員 貸出日数ということでそれぞれの館から出されているということで、実質それから館の分を割るということですね。館当たりに出していることも全部累計で242件でいいんですか。

石田市民生活課長 補足します。日曜日にイベントがある。その日の朝借りてその日の夜返せば1日ですけど、前日に借りて次の日に返すと3日借りるようになります。そういった形で計上したものがこの日数になりますので、実際に祭りの回数とイコールという形にはなっていません。

矢田松夫委員 さっきの関連ですけど、なぜ高泊から出合にしたのかが一つあるんですけど。足らなければよそに行って借りてと言われましたよね。なぜ厚狭の複合施設に置かなかったのか。その理由は、収納する倉庫がなかったというのが大きな原因ですよ。3か所に分割してもいいんじゃないですか。例えば今回は出合も厚陽も厚狭も全部同じ日に祭りがあるんですよ。一つのところが足りないからあちこち回るよりは、例えば3か所に均等に配備するのが一番だと思うんですが、置かなかった理由、三つに分けなかった理由。

石田市民生活課長 このコミュニティ助成事業ですが、市のふるさとづくり協議会から要望をもらい、それを申請して承認を受けています。どこに何を買うか、その辺は市のふるさとづくり協議会で話し合いをされて購入物

品等々を決められています。この折り畳みチェアに関しても、市のふるさとづくり協議会の中で話をされて、折り畳みチェアが必要だということを経区のふるさとづくりから要望が出て、市のふるさとづくり協議会の中で話し合いをされて、このたび高泊公民館、出合公民館に購入したものを置きましょうということになっていますので、市から高泊公民館に置きましょう、出合公民館に置きましょうという形ではありません。置くのはその公民館ですが、使うのは市のふるさととの備品になりますので、ほかの校區の方がその椅子を使われることに関しては、空いておればそれは何ら問題はありません。

河野朋子委員 これは公募されていますけど、今年度の応募数と応募団体がどれくらいあったかを教えてください。

石田市民生活課長 このコミュニティ助成事業ですが、毎年8月の半ばに県を通じてうちのほうに書類が届きます。それを受けて、9月1日にホームページに掲載し、9月15日の広報紙に募集のお知らせをしています。毎年9月30日を締切りとして、今回に関しては市のふるさとづくり協議会1団体のみのお応募でした。それをもって市が県を通じて自治総合センターに申請したという形になっています。

河野朋子委員 この趣旨自体はすごく意義深いものだと思いますし、こういったコミュニティの助成という意味もあって、いろいろな団体が応募されてもいいのかなと思うんですけど、その辺が課題にも書いてあるということだと思うんですけど、今後、ほかの団体に対してというのはどのように考えていますか。

石田市民生活課長 これに関しては、例えばホームページであればすごく簡単な内容のものを載せています。広報紙に関しては、紙面の関係もあり、とても小さい内容でのお知らせになっています。この辺については、一般コミュニティ事業も含め、ほかに三つ事業がありますので、その辺の詳細を少し分かりやすく載せて、それを見た団体が応募してみようと思われるような工夫をしてみたいと考えています。

下瀬俊夫委員 幾つかあるんですが、第一に55ページの評価シートですね。上から2段の表の「たいしょう」の字が間違えています。2点目は事業の進め方等の改善という問題の中で、以前から少し指摘をしていたんですが、担当部署ごとの例えばフェイスブックのような媒体がいるのでは

ないかと。市民との関わりが特に強いところですから、市民に一般的に公開していろいろな情報の共有ができるような、そういうSNSの活用を積極的にすべきではないかと。そういう点で言えば、市のホームページ1個しかないというのは、情報発信という面から見てもやはり不足しているのではないかなというのが2点目です。それから3点目は、例えばこういう物品の管理はどこがやっているんですか。実際の管理ですね。

石田市民生活課長 1点目については、すぐに訂正します。2点目については、ホームページ、広報等には載せていますが、市でフェイスブックを設けていますので、今年度に関してはフェイスブックにも載せていきたいと思えます。3点目の管理の件ですが、市役所の倉庫に備品を入れていません。各団体に貸し出す際には、きれいに洗ってきちんとした形で返してくださいということをお願いをしているんですが、備品自体も老朽化しますし、なかなか掃除が行き届いていないようなこともあります。この備品については、ふるさとづくり協議会の役員に声掛けをして、年に1回、掃除をしたり、備品の修理、状況の確認をしたりするようにしていますが、まだまだその辺については行き届いていないところがたくさんありますので、今後は役員等にも声掛けをして、その回数を増やしてきちんと管理していきたいと思えます。

下瀬俊夫委員 先ほど言われたように、折り畳みチェアがそれぞれの公民館等に保管されているということになると、実際に利用するときには調整がいるわけですね。その調整は、市がやるんですか、それともふるさと協議会がやるんですか。そこら辺の混乱が起こってくると、どこかに優遇されるみたいな話が出てくるので、そこら辺の調整は市が関わってやっているということになるんですか。

石田市民生活課長 ふるさとづくり協議会の事務局を市民生活課で持っています。備品を市役所の倉庫に保管しているという状況もありますので、その窓口として市民生活課が事務局の業務として貸出し等を行っています。いろいろ重なったときの調整ですが、例えば各公民館にどういう備品を置いているのかという状況は、市民生活課で把握していますので、その貸出し用紙もこちらにあります。それを基に市役所の倉庫に保管している備品、各公民館に保管している備品、それぞれの貸出用紙を記入してもらって、きちんと備品が借りられてイベントが開催できるような形にはしているつもりです。

中村博行委員 吉部田の太鼓もこれを活用されたと思うんですけども、この課題のところで毎年1団体の交付決定となっているのは、結果的に1団体ですよね。そうすると、本市の場合、2団体、3団体、交付決定が下りることもあるということで考えていいですか。

石田市民生活課長 基本的には近年1団体のみ決定ということで通知を受けていますが、過去3件申請して、2件採択されたという実績もあります。ですので、応募が出てきて、応募条件に合っていれば、うちのほうでこれを出してこれを出さないというようなことはしていません。例えば5件出れば5件全て申請します。1団体だけではなくて平成23年のように、2団体採択されるということも今後可能性として、なくはないと思います。

中村博行委員 この事業に対して上限は設けられているんですか。

石田市民生活課長 一般コミュニティ助成事業は100万円から250万円ということで、そもそも要件があります。

松尾数則副委員長 なかなか借りに行っても貸してもらえないという話をよく聞くんですが、基本的には公民館にある分も市で管理していると解釈していいですか。

石田市民生活課長 ふるさとづくり協議会の事務局を持っていますので、市民生活課で貸出しがスムーズに進むように事務を進めているという状況です。

松尾数則副委員長 社会福祉協議会もいろいろな備品を持たれていますが、そちらのほうの把握、当然市は関係ないわけですよね。

石田市民生活課長 社会福祉協議会の備品はあくまであちらの団体のものですので、管理はあちらでされていますが、どういったものを持っているかはある程度情報は持っていますので、うちのほうの備品で足りない場合には社協が持っているかもしれませんよ、という情報提供をすることはあります。

小野泰委員長 市民生活部関係はこれで終わります。10分まで休憩します。

午後 3 時 2 分休憩

午後 3 時 9 分再開

小野泰委員長　それでは委員会を再開します。審査番号 6 番、健康福祉部関係の説明をお願いします。

吉岡高齢福祉課長　15、16 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 28 節繰出金の介護保険特別会計繰出金について 585 万 8,000 円を増額するものです。これは、平成 28 年度介護保険特別会計における支払基金交付金精算に伴う介護給付費交付金の償還金と地域支援事業費の追加交付です。内訳は、介護給付費交付金分が 678 万 6,705 円の増額、地域支援事業費が 92 万 9,315 円の減額となっています。

兼本健康福祉部次長　15、16 ページ、2 目障害者福祉費の 16 億 5,932 万 2,000 円に 29 万 8,000 円を増額して、16 億 5,962 万円にするものです。これは、本市が条例設置しています指定障害サービス事業所「のぞみ園」の送迎用車両のリース料です。12 節役務費の保険料 2 万円は自動車損害共済分担金、14 節使用料及び賃借料の機械器具借上料 27 万 8,000 円は車両のリース料です。なお、これらの財源は一般財源です。

川崎こども福祉課長　17、18 ページ、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費、補正額 9,691 万 8,000 円の増額です。これは三つの事業に係る補正であり、一つは 30 年度に開所予定の子育て総合支援センター整備に係る経費、そして市内の私立保育所の施設整備に対する補助金交付、児童発達支援事業所なるみ園の送迎車両リースに係る経費です。3 節職員手当等 45 万 8,000 円、11 節需用費 107 万 4,000 円は、子育て総合支援センター整備に係る職員の時間外手当及び消耗品費等、センター整備に必要な諸経費の補正です。12 節役務費 15 万 7,000 円は、センター整備に係る検査等の手数料と保険料はセンターに配置する公用車となるみ園の送迎車両 2 台分の自動車損害保険料です。13 節委託料 21 万 1,000 円は、センターの空調冷房点検の調査委託料です。14 節使用料及び賃借料 19 万 1,000 円は、センター公用車となるみ園送迎車両、2 台分の車両リース料です。15 節工事請負費 8,296 万円は、センターの改修に係る建築、電気設備、インフラ設備工事等の経費です。

この改修工事内容について、一般会計予算決算常任委員会資料の7、8ページで、1階、2階の改修予定図面を載せており、主な改修箇所を色分けし番号を付しています。そして、各番号の改修内容について、次の9ページ以降に記載しています。主なものは、エレベーターの設置や床の張替え、幼児トイレ等の改修、11ページのキッズキッチンの整備、また、児童福祉施設となることにより建築基準法及び消防法に規定される防火設備や屋外階段の設置、これらが主な改修内容です。補正予算資料の17、18ページ、18節備品購入費660万2,000円は、プレイスペースに配置する遊具や絵本、研修室テーブル等の購入経費です。19節負担金補助及び交付金、保育所施設整備費補助金526万5,000円は、私立保育所の施設改修に対して補助金を交付するものです。資料の23ページ、市内の保育所1園について、図の色を塗っている保育室や遊戯室等について、床が経年劣化により傷んで、ささくれがひどい状態にあり、はだしで生活する園児の安全な保育環境を整えるため、国が定める保育所等整備交付金の基準に沿って、対象経費のうち国2分の1と市4分の1を補助金として交付するものです。これらの財源として、歳入9、10ページ、14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金81万7,000円は、センター整備に係る対象となる経費の3分の1の国庫補助分、また、保育所等整備交付金351万円は、私立保育所の施設整備経費の2分の1の国庫補助分です。15款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費県補助金、子ども・子育て支援交付金81万7,000円は、センター整備に係る対象経費の3分の1の県補助分です。18款1項6目地域福祉基金繰入金1節地域福祉基金繰入金100万円は、昨年度にもらった寄附を基金に積み立てていましたが、これを取り崩し、子供の福祉向上のためという寄附者の意向に沿って、センター整備に充てようとするものです。11、12ページ、21款1項7目民生債1節児童福祉債、子育て総合支援センター整備事業債7,470万円は、センター整備に充てるものです。続いて、17、18ページ、4目保育所費です。補正額319万3,000円の増額は、公立保育所再編に伴う山陽地区保育所整備に係る経費です。資料の15ページ、今年1月に策定した山陽小野田市公立保育所再編基本計画の概要を4ページにまとめ、添付しています。これについて簡単に説明します。現在ある市内五つの公立保育所について、その取り巻く現状と課題を分析した結果、16ページの中ほどに記載していますとおり、どの園も入所児童の不均衡や施設の老朽化、待機児童の発生等の共通の課題に加え、保育スペース不足等の個別の課題を抱えており、公立保育所の必要性を認識した上で、課題を解消するための再編を行うこと

が必要であると判断しました。様々な要因を検討した結果、再編の基本方針は、17ページ、中ほどに記載していますが、小野田地区の日の出保育園については、規模を拡大し、小野田駅北の市有地周辺を候補地として建て替えます。山陽地区は現在の4園を2園に再編することとし、一つは厚狭駅南部地区に新設、もう一つは、厚陽保育園を当面継続して運営します。定員は18ページに示していますが、各園の過去5年間の入所児童数や保護者の実際の希望地区、将来の待機児童の見込み等を勘案して、小野田地区に整備する保育所は170人、厚狭駅南部地区に整備する保育所は140人、厚陽保育園は現在と同じ60人と設定しています。ただし、これは現時点で想定できる将来の入所需要を見込んで設定するもので、今後の入所児童の状況や私立保育所定員の変動等をその都度考慮し、柔軟な受入れ対応を行うこととしています。再編の完了は平成33年度から34年度を目標としています。この再編基本計画については、昨年12月に関係団体に説明するとともに、子ども子育て協議会で意見を聴取し、今年1月に市内9か所で説明会を開催して、地域住民及び各園保護者に説明しています。19ページに厚狭駅南部地区に整備する保育所位置図、20ページに整備スケジュールを示しています。29、30の2年度に掛けて基本設計委託を予定しています。補正予算書の17、18ページ、3目職員手当等13万6,000円は事業に係る職員の時間外手当、13節委託料305万7,000円は、基本設計委託料の29年度分の経費です。この財源として、9、10ページ、18款1項3目まちづくり魅力基金繰入金300万円は山陽地区保育所整備基本設計委託料に充てるものです。また、5ページ、基本設計を2年度にわたって委託するため、債務負担行為を期間30年度として限度額713万1,000円を組んでいます。

小野泰委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。

岩本信子委員 私立の保育所の整備補助があるんですけど、新しく建て替えたときに審査したんですが、もう床がかなり傷んでいると聞いたんですけど、何年ぐらいになりますか、新築してから。石井手保育園だと思いますけど。

川崎こども福祉課長 建設したのが19年2月で、10年が経っているんですが、子供に木の温もりをとという考えで、床にヒノキを使っており、それが傷みやすいという素材であるということもあるのかもしれませんが、ささくれがひどい状態になっています。園児に危険が及ぶということで、

今度はナラ材に変更しての改修を予定しています。

松尾数則副委員長 市立の保育園ですが、厚陽だけが残るのがちょっと気になっているんですけど、厚陽保育園、五つの中で一番古いですよ、建築年。基本的になぜここだけが残っているのかお聞きしたいなと思いでして。

川崎こども福祉課長 いろいろな要因を検討した結果、厚陽保育園については、建築年は確かに一番古いんですけど、施設規模が大きく充足しているという点と、小野田地区、山陽地区の中間地点でもあるということで、小野田地区からの需要もかなりあります。というところで当面残すという計画にしていますが、確かに老朽化は激しいですので、今後これについては大規模改修等も視野に入れて考えています。

松尾数則副委員長 厚陽保育園に出ている人を知っているんですけど、随分傷んでいるという話は聞いていますし、47年ですから耐震の問題は関係ないという判断ですね。

川崎こども福祉課長 平屋の園舎ですので、特に耐震の関係はありません。

岩本信子委員 行政改革の中で保育所の民営化が随分前からの課題になっていて、それを、今再編ということでこうされるんですけど、保育所の民営化に対してはどう考えているのか、お伺いしたいんですが。

川崎こども福祉課長 民営化については21年度に公立の1園を民営化しているところですが、残った5園について、それらも含めて、ここ数年でいろいろ検討した結果、老朽化、定員の不均衡等の課題をまずは解消する再編を先に行った後に、将来的に民営化が必要な時期が来れば検討したいという方針に決定しているところです。

岩本信子委員 それと再編する場所の問題ですが、新幹線の真下ですよ。保育園ですし、新幹線からどんな電波が発信されているかは分からないんですが、ここに建てるということに対して環境的な問題は別になかったんですか。

川崎こども福祉課長 いろいろ検討した中において、今から基本設計委託を出す中において、騒音、そういった設計はもちろん配慮したいと思ってい

ます。現地は新幹線が近いですが、大変静かな位置でもありますし、自然も周辺に残っており、大きな主要道路にも近く、立地的にはいい土地であると判断しています。

岩本信子委員 土地の大きさはどれぐらいあるんですか。

川崎こども福祉課長 全体で大体6,000㎡ありますが、公立保育所は、そのうち4,000㎡程度でと考えています。具体的には今後の基本設計を委託に掛ける中で決定していきます。

岩本信子委員 図書館の跡地の問題で、先ほどいろいろ紛糾していた部分があるんですが、厚狭の教育事務所の土地とか、かなり広い土地があるんですが、あちらは一切考えてなかったんですか。

川崎こども福祉課長 場所を選定するに当たって、民間保育所の影響も検討材料にしています。駅の北側には民間の保育所が幾つか建っていますので、その近くというのは検討の中で条件として外しています。

岩本信子委員 隣に貞源寺保育園があるとは思いますが、やはりそれは無理なことですか、市立保育園と私立保育園を並べるといえるのは。

川崎こども福祉課長 保護者にとっては、やはり同じ所にあるよりも、できれば違う所にとということもあろうかと思えますし、隣接してというのはなじまないのかなと思います。

下瀬俊夫委員 なぜ、公立よりも私立のほうがいいのかよく分かりません。私立の保育所の保母が低賃金で定着率が非常に悪いというのがはっきりしていますよね。そういうことで、なぜ私立のほうがいいのかという理由がよく分からない。それはいいんですが、公立の保育所を統廃合するという場合に、確かに行政改革という考え方でいけば、小野田地区と同じように公立を1か所にしたい。あるいは幾つかある園を統廃合したいという発想は分からないことはないんですが、もう一つはまちづくりという観点からこれを見ていかないといけないと思っているんです。そうすると、保育所がなくなる地域が、地域の住民との関わりで本当に皆さんが納得したのかどうなのか。説明会では確かに余り異論がなかったという話ですが、代替措置として何かあるのかという要求があったのかどうなのか。多分そういうことはなかったんだろうと思うんですよね。あと

をどうするのという話がなければ、地域の皆さんが納得しないんだろうと思うんですよ。1か所にまとめるということが何か物すごく急で、地域の活性化をどうするのという話が、ちょっと置いてきぼりになっているような気がするんですが、いかがですか。

川崎こども福祉課長 このたびの再編で、山陽は出合保育園と下津保育園のちょうど中間位置に当たる厚狭駅南部に一つ新設ということで、津布田保育園からは遠い位置になり、津布田保育園については廃止というところでという認識になるかと思えます。津布田の地元での説明会では参加者からやはり寂しくなるという意見はもらっているところです。それに代わるものを何かという意見まではありません。津布田保育園は入所児童数がどんどん減っており、現在、認可保育所の設置基準である20名を下回って、17名です。1歳はおりません。小学校に上がる前の5歳児も現在4人という状況です。保育指針の中では集団保育の必要性もうたわわっていますので、良好な保育環境の整備という観点から、理解していただきたいと思っています。地域の活性化という点については、保育所がある、なしではなくて、市全体の課題として考えていく必要があるかと思っています。津布田保育園は、あの位置からはなくなりますが、少し離れた所にほかの保育園もありますし、津布田小学校の地域コミュニティの活動も随分盛んに行われていると聞いていますので、そういった違った点での活性化を、今後、関係課にも提案しながら進めていく必要があると思っています。

下瀬俊夫委員 行政の継続性、接続性というのは基本的にないわけですが、住民との関係ではね。だから廃止をするという説明はあっても、あとどうするかというのは、当然こども福祉課の仕事ではないわけですよ。よその課がやる話だけど、そのようなことをやるような予定はないわけですよ。廃止するという話はあったんですが、次どうするかという話は全くないわけですよ。活性化と言いながら、活性化策はないわけですよ。そういう点で保育所がなくなったときに、例えば、津布田で言えば、津布田小学校もどうなるだろうかという不安は地元の方から聞こえてくるわけですよ。小野田で言えば、各校区に児童館があって、地域の住民と子供との交流が日常的にできるような施設ができていくわけですよ。そういうものが基本的に山陽地区にないわけですよ。いろいろ言いながら、行政改革の一環という感じの受取方が出てくるわけですよ。幾つかあった公立を一つにまとめたいという意図が先行しているような気がするんです。そういう点で、逆に住民の諦め感を促進しているような気がするんですが、い

かがでしょうか。

川崎こども福祉課長 即座に津布田保育園がなくなることよっての代替、地域の活性化を低下させない取組がすぐに説明できるといいのかもしれませんが、現在、そこについては検討段階としかお答えしようがないところです。津布田保育園の跡地についても、現在、関係課と協議していますので、できるだけ早い段階で何か施策をお示しできるように努力をしたいと思っています。

川地総合政策部長 統廃合した後の施設の問題ですけれど、まず、津布田保育園に関しては、あそこは借地です。農地を借地して建てたという経緯があります。それから建物についてはかなり老朽化して、かなり湿地です。近くに自治会館がありますけれども、高低差もかなりひどいので、一体利用も難しいということで、ここについては非常に厳しいかなと。それと下津、それから出合で、特に出合については公民館の隣接地ということもあります。下津については木造で、年数はたっていますけれども、今後の活用も考えられますので、これに関しては公共施設総合管理計画の中で統廃合については進めますけれども、行革プロジェクトの推進会議の中でも、この有効活用をどうするのかということについても、今から検討していこうと考えています。したがって、今の時点ではこういう具体策がありますというのはまだ申し上げられません。

下瀬俊夫委員 厚陽をなぜ残すのかという理屈についてはいろいろ見解の問題があると思っていますが、それはそれとして、例えば下津保育所、これは私自身もあその建設に関わったのでよく分かるんですが、利用者の皆さんとかなり行政が協議をして、あそこに造った経過があります。そういう点で利用者があそこを自分たちの保育所のように思って進めてきた経過があります。僕らはあそこをトトロの保育園と言ってたんですね、木造にしたのはそのせいなんです。だからそういう保育所が統廃合の対象になっていることに大変寂しい思いをしているわけです。地域の皆さんが支えていく、保育所も学校も含めて、地域の皆さんが支えていくコミュニティの在り方として考えているのであれば、それをなくすという以上、当然あとのことをどうするかも考えて対応しなければいけないわけでしょう。なくすという話はするけど、あとについてはほとんど何も具体的なものはないので、もっと早く検討して、同時に提案するような仕組みが要ったんじゃないかなということを残念に思うんですが、そこら辺についてなぜ同時に提案できなかったのかという答弁をもらい

たいんですが、そこまでいってないというのは分かりますが。

川地総合政策部長 公共施設の統廃合、それから跡地利用については本来であれば一体化のほうが良かったと私どもも思っています。しかしながら、その一方で待機児童の問題も出てきていますし、老朽化の問題、それから教職員の問題も出てきていますので、やはりそれを優先させた。では跡地についてどうするのかということについても、いろいろ検討しなければならないということですので、今行革のプロジェクトの中で今後進めていこうと思っています。これと同時に第二次総合計画との関連もありますので、跡地利用について進んでいないというのは、総合計画の関係もありますので、申し訳ありませんが、ちょっと機を逸しているというのも事実です。その辺は私ども重々分かっています。

下瀬俊夫委員 ここで議論する段階で、やっぱりそういう具体的なものがないと、統廃合だけするのっていう話で終わってしまうから、予算審査に影響するんじゃないかって言っているわけですよ。そういう点では今朝からずっとある議論の中で行政の継続性とかきちんとした説明責任とかという問題が抜けているなという感じが印象としてあるんですが、こちら辺は是非改善をお願いしたいと思います。

笹木慶之委員 公立の保育所の計画は、これで分かるんですが、この種の類いは民営圧迫してはいけないということも原則としてあろうかと思うんですね。この資料の中に民間保育所との兼ね合いのことが全く書かれていないんですね。待機児童との問題等があったり、あるいは地域性の問題があったりということがあるんだと思うんですが、それらは十分考慮された上で、こういった問題が検討されていると認識していいんでしょうか。

川崎こども福祉課長 お配りしています資料には公立保育所再編基本計画概要4ページで端折って示していますが、実際の基本計画は、今日はお配りしていませんが、18ページにわたって記載しており、その中に公立保育所と私立保育所が連携を取ってということが必要と記載しています。また定員についても先ほど説明しましたが、民間に影響があるようなことがあってはならないと市としては思っていますので、今後万が一想定までの入所需要がなかった場合には市のほうの受入れを調整するなどして民間への影響はないように受入体制の調整を行っていくこととしています。民間保育所との連携を密にして双方の役割を認識しながら、市全

体の保育体制の充実に努めていきますということを基本計画の中ではうたっています。

笹木慶之委員 それに加えて、これも皆さんもそれなりに御存じかと思いますが、現在厚狭地域が就学児童の増加傾向にあるということですね。現在もミニ団地がいろいろできて、人口増加の傾向がうかがえます。そういったときに次の子供の政策を考えるときに民間圧迫があってはいけないということを前提で考えるならば、まずそういう傾向の対応については民営優先でいくのか、公優先でいくのか、その辺りいかがお考えでしょうか。

川崎こども福祉課長 どちらが優先ということではなくて、それぞれの役割があると認識していますので、双方の連携を密に取ってと思っていますし、再編基本計画の中にも書いているんですが、公立保育所の役割としては、現在も私立保育所は定員一杯の受入れを行ってもらい、また、特色ある保育を行ってもらっている中で、例えば年度途中の突発的なケースの児童の受入れ、障害支援が要る児童であったり、虐待対応であったり、そういった突発的な受入れの対応は公立で担っていく必要があるのかなど。それと一時預かりとかそういった民間保育事業所をカバーする形が公立保育所の役割かなと認識しています。

笹木慶之委員 私もそう思います。だから民営優先とは言いながらも、特殊なものであるとか、あるいは突発的なものの対応についてはやっぱり公のほうで対応しないと、それを民営優先という項目だけで、縛りを効かせていくと、なかなかうまくいかないということは、やはり公立の使命としてあろうと思うんですね。だからこれはこれとしていいんですが、今後の対応についてはやはりそういったことをしっかり念頭において、対応されるべきであろうということは意見として申し上げておきます。

矢田松夫委員 今年度に基本設計ということで補正を組まれたんですけど、何度も言いますけど場所の設定が中間地点にあるということを盛んに言われるんですが、中間地点で物事を進めていいのかどうなのかということなんです。たまたまそこに駅南の開発の土地があるというだけであって、その土地も次年度に1億5,000万ぐらい掛けて土地を購入するということですね。もう少しまちづくりを考えての公立化の拠点にするという発想はないんですか。場所についてはがんじがらめで、そこは一切動かさないというお考えですか。

川崎こども福祉課長 場所については随分と検討しました。140人定員規模の保育所を建てるに当たっては、やはり4,000㎡程度の敷地が必要ですので、その敷地が確保できる場所を厚狭中学校区周辺で随分検討しましたが、厚狭駅南部の土地開発公社の土地があり、いろいろ検討する中でそこが適当である。その中で出合と下津の中間地点であるということも一つの要因と、それが全てではありません。

矢田松夫委員 ここに子育てのモデル地区を作るということで県営住宅をもつてくるということですよ。子育てのモデル地区を作ってもそこに家を建てた人が優先的に駅南保育所に入れるという保証はないんですよ。ですから、今どこが地域的に発展しているのか、それによってどういう保育所を造っていくのか、同時にそういう保育所をどこに造るのかということをおのずから駅の北口の方が一年間に30件ぐらい新築が毎年増えているという状況を考えるとそういったことを考えることも必要ではないかと思うんですが、無駄な抵抗ですね。

川崎こども福祉課長 いろいろな要件からそこが望ましいと判断したんですが、あそこにするによって厚狭駅南部のまちづくりの起爆剤になるということも考えていますが、あそこに保育園を建てて地域の人々が絶対に保育園に入るとは限られない。それはそうですけども、ここでは地域子育て支援センターといいますか、地域交流の事業もどんどん進めていきたいと思っていますので、保育園としての園児の受入れだけではなくて、地域との交流、園庭開放とかそういった行事も地域との交流支援も積極的に行いたいと思っていますので、地域の方々との交流はできるかと思っています。それと駅北については、民間保育所が幾つか建っていますので、そこは民間保育所に任せてということが考えられると思います。

下瀬俊夫委員 先ほど言ったように、統廃合そのものに大変大きな疑問があるわけですが、跡地利用の問題で説明がない以上、いろいろ疑問があるわけですが、施設を地域コミュニティを位置付けて地域の皆さんの交流を図る施設にしたいという話ですが、それは保育所そのものに併設するのか、それとも保育所そのものに地域コミュニティの位置付けをするのか、その辺が分からないので教えてください。

川崎こども福祉課長 一般の保育園としてその中で部屋を利用して地域の子供たちとの交流の場を設けたりということ、特に別の建物を併設とかい

うことは考えていません。

下瀬俊夫委員 新しいニーズとして、単に保育施設だけではなくいろいろな施設、いわゆる多年齢の人たちが集える、あるいはお年寄りも参加できるような施設の中で、子供を育てようという環境の問題が今注目されているんですよ。その辺の一つの方向性もいるかなと思って言いました。引き続いて、子育て支援センターの件ですが、以前から言っているように小野田駅の北ということでこの施設だけがある意味では孤立しているんですよ。そういう点で、ここに皆さんを寄せて来る動機付けがいるのではないかということ、子育て支援センターそのものに皆さんが寄って来られるという意味はあるんですか。いわゆるこの支援センターに寄ってみたいという皆さんの思いになるような施設になるんですか。相談だけですか。

大濱こども福祉課課長補佐 こちらの施設については、相談のワンストップ化がメインの施設ではあるんですけども、プレイスペース等を設けて親子で楽しんでもらえるスペースも確保します。そういったものをPRする中で、こちらの施設に来てもらう動機付けができたかと考えています。

岩本信子委員 私も心配しているのは、子育て総合センターにいかに関心を持ってもらうかということですが、このたび下関に孫を連れて行きましたら本当に楽しかったんですよ。その中で遊んでみようかとかいうレイアウトとかいろいろな設備とか、その辺の知恵とか設計がされているのかを聞きます。

大濱こども福祉課課長補佐 こちらについては、昨年度実施設計を行っているところですけども、昨年度地域子育て支援センターを利用している方々にアンケートを取ったりもしています。この施設をどうするかという中で、例えば幼児用トイレを設置するとか、利用しやすい環境をまずハード面では考えていきました。あとは、集客をするに当たっての一つのソフト事業として、様々な講座を行うことを想定しています。メインとなるのがキッズキッチンで行う乳幼児期からの食育等もありますけども、そういったことを全面にPRしながら興味を持ってもらうということを考えています。

岩本信子委員 大体の意味は分かるんですが、子供が自由に遊んでいるんですよ、その中で。この子育て支援センターの中ではそういうことは考え

られてないということですか。お母さんを中心に講座とか、研修とかそういうことがメインですか。子供を遊ばせるスペースは見る限りでは少ないなと思っているんですけど、子供が誰でも自由に来て遊べる環境になるんですか。

大濱こども福祉課課長補佐 資料の7ページの図面、1階の真ん中の広い所がプレイスペースで、様々な遊具を置いて親子で遊んでもらうというスペースで、ここを一番広く取っているんですけども、そういったことを考えています。遊具については、今後、公立保育園の保育士にいろいろアドバイスをもらいながら、より良いものを整備できたらと考えています。

岩本信子委員 保育士の専門家にいろいろ聞いて遊具もそろえるって大事ですけども、こういうふうに決まっている段階でどの辺に何をどこに入れていくかということもしていけないといけないと思うんですよ。その点をしっかりと早めに練って、やはり子供に喜んで来てもらえる、ここに行けば一時間、二時間は遊べるぐらいのものにならないといけないと思うんですけど、その辺をきちんと考えていただきたいと思うんですけど、大丈夫でしょうか。

大濱こども福祉課課長補佐 しっかり考えて進めたいと考えています。

下瀬俊夫委員 所管の委員会は現地に行って中身を見たんですが、一番心配しているのは動機付け、そこを利用してもらう動機付けですよね。それが実際のところ、あそこを購入する段階から懸念があったんです。こどもふくふく館を見ているから、それと比較してはいけないんだろうけど、大型スーパーに買い物に行ったついでに子供を預ける、それも一つの動機付けだし、下関の場合は遊びが非常に充実しているんですね。だから子供たちがあそこに行きたがっているという面がある。そういう点で子育て支援センターを設置するコンセプトというか、ちょっとそこら辺のことが、子供が行ってみたくなるような遊び場という感じにはなかなかならないんじゃないかなと思うんですけどね。どうしても親の研修とか親の会議とか、それに付随して子供の遊び場を設置するという感じに受け取れるんですよ。今、大型スーパーなんかに行くと子供のプレイランドがありますよね。あの程度のことになるのかなと思ってしまっているんですが、そこら辺の考え方というか、子供があそこに行きたくなるような施設になるのかどうなのかが懸念材料としてあるんですが、いかが

ですか。

大濱こども福祉課課長補佐 遊具等を取りそろえて、ふくふく館のような形ということも考えましたが、あくまでもここは相談のワンストップの施設というのが主たる目的となっています。その中でこのプレイスペースというのを広く設けて、相談でなくてもこちらのほうに来館してもらえるような形を考えているところです。

下瀬俊夫委員 確認ですが、ちょっと懸念が当たりそうなので。結局親のいろいろな学習教育、会議等の附属のものとして子供のプレイ施設があるという感じになるわけですね。子供がその遊具で遊びたいから親を連れて行くという感じではなくて、親が会議があるからそこに行って、たまたま子供をそこで遊ばせるという感じになるわけですか。

川崎こども福祉課長 まずここが一番大きな事業の一つが地域子育て支援拠点事業になるんですが、それは子育ての相談支援と交流の促進というのが大きな目的です。ですので、ふくふく館とは違って、ここは妊娠期から子育て期までの相談支援のワンストップというものを全面に出しています。なので、このプレイスペースの遊具はそんなに充実しているものにはならないかもしれません。でもそれなりの遊具は置こうと思っています。なので、ここに親の会議があるから来て子供を遊ばせるというのではなくて、親子でちょっと行って、お母さんの講座があればそれも聞くなり、何もなくても子供を遊ばせながら母親同士の交流もできる。また、ちょっとした悩みがあればコンシェルジュや子育て支援員に話を聞くこともできる。またココシエの保健師もいる、健康の話も聞ける、そういった複合的なことを考えています。中には、「あそこの絵本がまた読みたい、お母さん行こう」というようなこともあるかもしれません。そういったイメージを持っていただければと思います。

下瀬俊夫委員 日中に開いている施設になりますよね。そうすると、保育所に行っている子供はまず来ない施設ですよ。それ以外の子供たちが来るということですよ。

川崎こども福祉課長 開館日時等は検討中ですが、アンケートを取った中でも土日の開館を希望する保護者は多いので、土日は開けたいと思っています。平日を一日程度休館かなと思っていますので、お勤めの方々も土曜、日曜に利用することはできるようにしたいと思います。

岩本信子委員 駐車場の問題があったと思うんですが、かなり駐車スペースが狭いといったことがあるんですけど、この辺はどう解決されますか。

大濱こども福祉課課長補佐 今の建物の敷地内ですと、20台程度の確保ができるように想定しています。例えば検診事業をするときにはもっと多くの来館が見込まれますので、その際には横の市有地の活用を考えているところです。

岩本信子委員 横の市有地には日の出保育園が建つのではないかという話を聞いているんですが、その辺でもっともっと車が増えてくるんですが、駐車場はそれで足りるんでしょうか。

大濱こども福祉課課長補佐 日の出保育園の再編後の建設位置については市有地周辺で検討しているところです。日の出保育園の位置にもよるんですけども、隣の市有地であれば十分駐車場は足りるとは考えています。

岡山明委員 この支援センターと児童館の午前中のすみ分けというか、児童館は午前中に母親クラブのような対応をしている状況で、こちらとしてそういう支援センターを作っている。そのすみ分けはどのように考えているのかお聞きしたいんですけど。

川崎こども福祉課長 児童館でやっている乳幼児対象の教室であるとか、また、市内五つの保育所においても地域子育て支援センターという事業を行っています。それらと重複しないような形で、それと児童館で実施している乳幼児の教室みたいなものを毎日開催しようとは思っていません。あくまで相談支援のワンストップですので、毎日午前中のそういった母親のクラブがあるというのではなくて、一番のメインはキッズキッチンの事業は週に二日ぐらい考えていますが、それとは違った講座をこれから練っていきたいと思っています。

小野泰委員長 ほかにいいですか。それでは健康福祉部関係は終わります。休憩にします。15分から始めます。

午後4時5分休憩

小野泰委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。審査番号 7、産業振興部関係について説明をお願いします。

白石商工労働課長 予算書の 19、20 ページ、5 款労働費 1 項労働諸費 1 目労働諸費を 799 万 6,000 円増額し、補正後 4,627 万 6,000 円とするものです。全額、15 節工事請負費で、これは雇用能力開発支援センターの駐車場整備に伴う工事請負費です。資料 77 ページ、雇用能力開発支援センターは、本市の職業訓練・職業能力の向上の拠点であり、また、当該施設内には国と共同で地域職業相談室も設置されており、年間 1 万人を超える利用者がいます。現在の駐車スペースは 140 台分確保されていますが、教室での講習会に加え、訓練実習などが重なり、駐車スペースが不足することがあり、これまでは、空き地であった給食センター建設地や建物東側の職員駐車スペースを使用しています。このたび学校給食センターの建設に伴い、この建物東側の駐車スペースを給食センター職員用に貸し出すこととなり、減少した分を含め、必要な施設利用者用の駐車スペース確保のため既存駐車場を整備するものです。資料の 78 ページ、主な工事内容は、上の改修前の写真の街路灯の移設と植栽の撤去及び舗装と柵線の引き直し、右側の青色の柵内部分の舗装及び柵の線引きです。紫色箇所は地域職業相談室用を想定しています。工期は、センターの運営に支障がないよう利用者の少ない年度末を予定しています。

高橋産業振興部次長 歳出について、19 ページ、20 ページ、6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費について、19 節負担金、補助及び交付金において、新規農業就業者定着促進事業補助金として 108 万円を増額しています。この事業は、新規就農希望者を研修生として受け入れて、現地で指導を行う先進農家や法人に対して支援するもので、月額 6 万円、年額で 72 万円を指導農家へ交付することとしています。本年 3 月末にやまぐち就農支援塾を卒業し、埴生へ移住した男女 2 名が、4 月 1 日から来年 3 月 31 日までの 1 年間を研修期間として、それぞれ有帆のブドウ園、宇部市の農園で研修、指導を受けています。指導農家へは 72 万円ずつを支出するところですが、宇部市の指導農家では、宇部市在住の研修生も受け入れていることから、今後、宇部市と山陽小野田市とで協定を結び、費用について両市が折半することとし、36 万円ずつを支出する予定です。なお、事業費 108 万円のうち、2 分の 1 の 54 万円は

山口県が負担します。ブドウ園、農園の両農家とも、4月から研修、指導をされていますが、研修計画や指導実績等について審査の結果、3月に山口県の認定を受けたことから、このたびの補正となったものです。続いて、3項水産業費3目漁港建設費13節委託料において、計画策定委託料として2,900万円を増額しています。刈屋及び高泊の漁港海岸保全施設の中には築60年以上を経過した護岸もあり、今後も適切な維持管理を推進していく必要があります。このたびの補正は、両漁港の海岸保全施設について、調査、点検を行い、長寿命化や老朽化対策といった、防護機能を確保するために必要な補修、改修の計画を策定するものです。ここで、海岸保全施設とは、堤防、護岸、陸こうなど高潮や津波による災害、あるいは海岸の侵食などから、背後地の人命や財産を守るための施設です。事業費2,900万円の内訳は、刈屋漁港2,200万円、高泊漁港700万円を見込んでいます。刈屋漁港の対象施設は、護岸、樋門、陸こう及び排水機場です。高泊漁港の対象施設は、護岸、樋門、陸こうです。これらの施設について、調査、点検を行い、構造物の沈下、ひび割れなどの変状の有無や背後地を防護する機能について健全度を評価し、適切な維持管理を行うための計画を策定します。財源は、国が50%、県が17%、市が33%です。なお、今後、国の補助事業を活用し、老朽化対策を実施しようとする場合は、平成30年度までにこの長寿命化計画を策定し、適切に施設管理を行っておく必要があります。歳入について、9ページ、10ページ、14款国庫支出金2項国庫補助金6目農林水産業費国庫補助金1節水産業費国庫補助金において、農山漁村地域整備交付金として1,450万円を増額しています。続いて、15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金について、1節農業費県補助金において新規農業就業者定着促進事業補助金として54万円を増額しています。3節水産業費県補助金において、漁港海岸保全施設整備事業補助金として493万円を増額しています。

小野泰委員長 説明が終わりました。これより質問をお願いします。

下瀬俊夫委員 新規農業就業者定着促進事業ですが、新規農業者をもっと積極的に育成する仕組みが要るんじゃないかなと思うんですね。今回の場合はたまたまこういうところが受け入れるということで、こういう補助事業になっているんですが、特に今都市部で農業をやりたい、あるいは移住して農山村に住みたいという若い人もかなりいると聞いているわけ。そこら辺の積極的な対策というか施策ということについては検討されているんですか。

高橋産業振興部次長　今回は指導農家の支援ということでマッチングがうまくいった事例ですが、昨年も実はそういった地域の方との指導農家に対する支援業務というものも行っていきます。こちらについては、市及び県、それからJA等で毎月センター会議等を開催しています。その中で地域の情報を仕入れている。また、今回やまぐち支援塾、こちらは県の農業大学校のほうですが、市の職員が出向いて、いろいろ意見交換会等もやっている中でその情報を仕入れている。また、新規の就農者に関しては就農相談という窓口を市に設けていますので、そういった相談ももらっているところなんです。いずれにしてもそういった情報交換の中で、ただ弱いのはもう少し情報発信ができていないという弱さがあるのは否めないと思っています。昨年、農業大学校のほうで意見交換会に参加した際に、やはり若い方々が山陽小野田市に来たときの移住定住に関する支援措置とかそういったものも考えてもらいたいという大学の先生の話もあったところですので、こういった策についてはやはり研究をしていく必要があるかと思っています。

下瀬俊夫委員　例えば宇部市の旧楠でこもればの郷の中に研修施設がありますよね。あそこでは就農に必要ないろんな知識とか技術を教えようという施設になっていますよね。もっと農協なんかとも協力しながら、そういう技術的な問題も含めて就農に積極的に関わっていくという若い人たちを育成する、そういう仕組みも要るんじゃないかなと思っています。ただ単にこういうマッチングを何とか進めていこうというだけではなしに、実際に農業技術を身に付けるような施設、仕組み、そこら辺については考える必要があるんじゃないかと。と言うのは、新規就農者を増やしていこう、特に今、農業施設が作れなくなっている状況がかなりあって、農業放棄地もかなり広がってきていますから、そういう点では受け入れやすい面があるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の積極的な対応策について聞きたいんですけど。

芳司産業振興部長　新規就農者については、先日会議の中で聞いたのが、山口県全体で10年ぐらい前までは年間で10人ぐらいしかいなかったと。それが、例えば昨年度であれば100人ぐらいに増えてきていると。決して多い数ではないんですけど、県もJAも含めていろんな取組の中で段々若い人たちの新規就農というのは増えてきているというのは事実だろうと思っています。今、議員が言われたとおり、更なる支援体制であるとか技術指導、そういったことは考えていけないと思っ

ていますし、昨年、県、J Aとかの主催であったと思うんですけど、会社説明会のような形でそういったいろんな農業団体とか会社を興されているところ、そういったところが一事業者という形で出展されて、若い人たちを対象に会社説明会のような形のものもされています。私も参加をさせてもらっているんですけど、そういった取組をまた更に進めながら若い人たちに、より積極的にPRしていく。併せて県とかJ Aと更に連携を取りながら、そういった支援の体制を整えていく必要があると考えています。

下瀬俊夫委員 農業技術が分かれば農業をやってもいいという方も市内にいると思うんですね。そこら辺で研修施設も含めた検討が要るんじゃないかと。もう一つは地域おこし協力隊、そこら辺の制度も実はあるし、県内でもかなり入ってその地域に住もうという方もいるわけですよ。農業地域をこれだけ抱えている山陽小野田市で、その方向性というのは何かあるんですか。

川地総合政策部長 地域おこし協力隊については市の総合戦略で定めて、特に中山間地域を中心としてやっていこうということで活動指標も平成31年度に数名程度という形でやっています。これは特に山陽総合事務所の地域活性化室が中心となって今取り組もうとしていますので、もうしばらく時間をもらえればと思っています。

松尾数則副委員長 新規農業就業者定着促進事業。72万というのは基本的に指導者側に下りる金ですね。ここで働かれる26歳の女性に何か出すという制度はあるんですか。

高橋産業振興部次長 個人で就業しようとする方には青年等の新規就農支援金、給付金ですね、そういったものが支払われます。また、農の雇用事業のような形で新しく社員といいますか、そういった方々を雇用した場合に雇用主に払われるという事業もあります。現に埴生の法人であるとかこちらの小野田の法人であるとか、新たに何名か雇用されておりますので、その雇用主に対する助成はあります。青年で新しく就農しようとする方には、その給付金が交付される仕組み、それに対してはJ Aなり県のほうもしっかりと技術指導等も行っているところです。

松尾数則副委員長 その辺の指導体制もしっかりできていると考えてよろしいんですか、J Aの話もあったんですけど。

高橋産業振興部次長 2法人の話をしました。一つの法人に関しては新たに5人の方を雇用されて技術指導されていますが、もう手一杯になったかなというようなことも言われていました。指導者もかなり人数的にも苦しい面はあるということはお伺いしています。

岩本信子委員 雇用能力開発支援センターの駐車場が広がるということですが、ここに書いてある理由を見ますと、まち・ひと・しごと総合戦略にも示されと書いてあるんですけど、本当の原因は学校給食センターの駐車場が確保できないというところでこれがされているんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

白石商工労働課長 確かに一つの契機ではあると思っておりますけど、この際ライン等を新しく引いて必要な台数を確保したいということと青色の部分については未舗装部分で、こちらは地域就業相談室ということでその専用駐車場として整備したいということもあり、このたびの補正で上げています。

岩本信子委員 急に補正でこのような駐車場整備ということが出てきたということで、早くから計画されていたとは思えないんです。学校給食センターができたからこれをされたという取り方をしているんですが、学校給食センターが原因で駐車場を整備されるということですよ。

白石商工労働課長 この6月の補正は肉付けということで、私どもは29年度の当初予算で要求して、このたび付いたということです。28年度も受電設備と防火水槽、老朽化も進んでいたということもあり、そちらのほうも整備をしていることを申し添えておきます。

岩本信子委員 予算的には一応商工ということで出ているんですけど、私にしてみたら教育委員会の給食センターが持つべきではないかなと思ったんですけど、それはないんですか。

芳司産業振興部長 この雇用能力開発支援センターについては、商工が所管している施設ですので、その中の改修ということで商工費です。今回の補正で給食センターが全然ゼロなのかと言うと、ゼロではないと思います。1%、2%のきっかけということでは間違いなくあると思っております。ただ、これまでも120台程度、あと線が消えている所もありますので、

それぐらいの駐車がされていたと思うんですけど、現実問題として雇用能力開発支援センターとしての職業訓練で去年1年間で延べ1万5,000人ぐらいの方が利用されていますし、地域職業相談室ということで、求人情報とかPCで閲覧できますので、これも年間1万人ぐらいの方が閲覧に来られている。合わせて年間2万人近くの方が利用されているということがあります。今回、給食センターに伴っての減少分は14台程度かなと思っていますけれど、今回きちんと整備をした上で百五、六十台ぐらいの枠をしっかりと整備して、職業能力の開発であるとかキャリア形成、これを更に進めていきたいという思いで今回補正で上げているものです。なお、これまで駐車場がどうのこうのという声がなかったのかということ言えば、実際にありましたし、やはり何年かに1度はそういった線引きも含めての整備は必要だったと考えていますので、今回初めてということではないということです。

下瀬俊夫委員 先ほどの新規就農の関係で事業調書等を見たんですが、29年度は2農家、あとはほとんど1農家ということで、予算措置も研修生一人という状況です。県の認定を受けた指導農家というのは市内に何軒ぐらいあるのか。それと1農家というのは何か意味があるんですか。それは受け入れるところが少ないから1農家になっているんですか。

高橋産業振興部次長 1点目の指導農家、認定農業者と言われているものですが、市内では53あります。農家あるいは法人でもそういった支援を行うわけですが、マッチングという言い方が適切かどうかとは分かりませんが、新規就農者とのマッチングというものを考えていきたいというところで1農家としています。

下瀬俊夫委員 マッチングは研修生が手を挙げて自分で選ぶんですか。それとも行政がするんですか。

高橋産業振興部次長 行政も入りますし、JAも入ります。その中でいろんな意見、情報を共有しているということ。去年はアスパラガスですが、アスパラガスについて技術を伝承したいという気持ちがあったということ、それを行政側のほうも聞いていた。そんな中で新しく就農したいという方々、これは農業大学校にも行かれて研修されていたと思いますが、そのお話を聞かれてアスパラガスをやってみたいというところで、昨年1年間研修を受けられて、今年度から新たに新規就農者として活躍されているという状況があります。

下瀬俊夫委員 研修生が自分で手を挙げて、どこに行きたいという意思表示をしてから初めてマッチングが生まれてくるわけですか。

高橋産業振興部次長 当然研修生のほうから相談を受けます。その中でいろいろな市内の情報等を共有していますので、この方とこの方でどうであろうかという、なおかつ、4月1日から1年間のそういった活動についての契約等も結ばれるということになりますので、しっかりとお互いで話をされて研修計画を立てられるということになっています。

小野泰委員長 ほかにはありませんか。それでは産業振興部関係は終わります。以上で本日の審査は終わります。なお、月曜日の10時から残りを行いますので、よろしくをお願いします。

午後4時41分散会

平成29年6月16日

一般会計予算決算常任委員長 小 野 泰